

令和元年第4回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和元年12月11日 開会

令和元年12月13日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和元年第4回新十津川町議会定例会

令和元年12月11日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - (1) 事務報告
 - (2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 随時監査結果報告
 - (6) 常任委員会政務調査報告
 - (7) 議員研修報告
 - (8) 一部事務組合議会報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 一般質問
- 第8 報告第8号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
- 第9 議案第68号 J R 札沼線跡地整備等推進基金条例の制定について
(内容説明まで)
- 第10 議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(内容説明まで)
- 第11 議案第70号 新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
(内容説明まで)
- 第12 議案第71号 新十津川町下水道条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第13 議案第72号 新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第14 議案第73号 新十津川町保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第15 議案第74号 新十津川町普通河川管理条例及び新十津川町準用河川占用料等徴収条例の一部改正について
(内容説明まで)

- 第16 議案第75号 新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第17 議案第76号 新十津川町住宅改修促進条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第18 議案第77号 新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第19 議案第78号 新十津川町放課後児童クラブ条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第20 議案第79号 新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第21 議案第80号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算(第7号)
(内容説明まで)
- 第22 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について
(内容説明まで)

◎出席議員(11名)

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君

教育委員会事務局長	後	木	満	男	君
会計管理者	内	田		充	君
代表監査委員	岩	井	良	道	君
監査委員	奥	芝	理	郎	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中	畑		晃	君
--------	---	---	--	---	---

◎町民憲章朗誦

- 議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さん、ご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（笹木正文君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（笹木正文君） ただ今から令和元年第4回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎表彰状の伝達

- 議長（笹木正文君） 開議に先立ちまして、報告をいたします。
空知町村議会議長会互助規程に基づき、町議会議長として在職し、功労のあった者として、長谷川秀樹君に対し、10月17日の空知町村議会議長会定期総会において感謝状が授与されました。
ただ今より、感謝状の伝達をいたしますので、長谷川秀樹君は前方へお進みください。

〔長谷川秀樹君登壇〕

- 議長（笹木正文君） 感謝状、新十津川町、長谷川秀樹殿。
あなたは多年にわたり議会議長として本会の振興発展に多大な貢献をされました。よってここに本会互助規程により記念品を贈り深く感謝の意を表します。
令和元年10月17日、空知町村議会議長会会長、佐々木康宏代読。
どうもおめでとうございます。

【感謝状授与】

- 議長（笹木正文君） 以上で、感謝状の伝達を終わります。
-

◎黙とう

- 議長（笹木正文君） ここで、今日、町長、そして、副議長が遅れてくるということなんですけども、20年間議会活動をしていただきました故塩崎能宣様の霊に黙とうをささげたいと思いますので、皆さまご起立お願いいたします。
黙とう始め。

〔黙とう〕

- 議長（笹木正文君） 黙とうを終わります。
ご着席ください。
-

◎開議の宣告

- 議長（笹木正文君） それでは、議会を再開いたします。
ただ今出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、長名實君。
1番、井向一徳君。兩名を指名いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
報告を求めます。
西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

- 議会運営委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がありましたので、議会運営委員会報告を行います。

日時は、令和元年12月6日、午前9時54分から午前11時1分まで行いました。場所は、議会委員会室でございます。出席者は記載のとおりでございます。

説明員として、小林副町長、寺田総務課長にご出席をいただきました。
協議事項でございます。

令和元年第4回町議会定例会の会期は、議案等を考慮し、12月11日から12月13日までの3日間といたしたいとすることとございます。

日程については、裏面に記載のとおり執り進めることとしております。

付議案件は、報告1件、条例の制定3件、条例の一部改正9件、令和元年度会計補正予算1件、公の施設の指定管理者の指定1件の計15件である旨、総務課長から説明を受けました。

一般質問の通告は、3人でございます。

請願、陳情等の受理状況について、議会事務局長から12月5日現在、陳情1件を受理している旨の報告を受けました。

議員発議による議案は1件、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を定例会最終日に上程することとしております。

議会運営委員会政務調査の実施については、記載のとおりでございます。

以上を申し上げます、議会運営委員会報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
-

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の定期監査結果報告、5番の随時監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、6番の常任委員会政務調査報告を行います。

総務民生常任委員会政務調査報告を、小玉委員長よりお願いいたします。

〔総務民生常任委員会委員長 小玉博崇君登壇〕

○総務民生常任委員会委員長（小玉博崇君） 皆さんおはようございます。議長のご指示がございましたので、10月2日に実施しました総務民生常任委員会政務調査の報告をさせていただきます。

まず、調査の一つ目ですけれども、地域公共交通の取組ということで、石狩市の実践を調査させていただきました。

本町の地域公共交通の現状は、JR北海道バスの運行廃止とともに、北海道中央バスが代替運行しておりますが、路線バス維持経費の高騰や路線縮小による公共交通空白地帯の発生の懸念から、平成25年度から予約制乗り合い自動車を導入しております。

しかし、乗車人数が伸びず、特に乗合タクシーは年々減少傾向にあります。同時に公共交通に対する町の負担は、今後更に高騰することが想定されることから、本町の公共交通のあり方について考察すべく調査に至りました。

石狩市では2005年に厚田村、浜益村を編入し、当時6万人を超えていた人口は年々減少し、同時に高齢化も進んできている状況です。また、広域化により、石狩市役所と浜益支所の距離が60キロとなり、高齢化率も石狩市全体で約33パーセントですが、厚田地区は42パーセント、浜益地区は53パーセントと地域の実情が全く異なる中、コンパクトなまちづくりを背景とした持続可能な公共交通網の形成を目指し、石狩市地域公共交通網形成計画を策定して取り組んでおりました。

計画策定においては、地域の実情を細かく把握するため、地域の住民を対象としたアンケート調査を2回実施するとともに、地域懇談会における地域住民との協議を重ねるとともに、バス事業者や観光客へのヒアリングを通じ、現状と課題を細かく分析、そこから四つの基本方針と七つの目標、それに合わせた評価指標11の施策と実行スケジュールが計画化されておりました。

特に地域公共交通機関に特化したアンケートや住民との懇談会を通じて、徹底的に現状

を洗い出し、住民、交通事業者、行政が一体となって将来像を検討し、計画作成に至った経緯によって、計画実行においても地域一体となって取り組むことができていることが大変大きなポイントであると感じました。

今後本町の地域公共交通を検討するに当たり、様々な世代や立場、また、多様な視点から情報収集し、地域が一体となって自らの移動の確保が行えるよう、議会としても地域住民の声をしっかり拾い上げ、地域に根ざした公共交通網の構築につなげていくことが重要と感じました。

二つ目の調査は、生活困窮者支援の実態。月形町にある空知生活サポートセンターを調査いたしました。

地域における生活課題が多様化する中、生活困窮者への支援が急務となり、2015年に生活困窮者自立支援法が施行されました。各自治体では、生活困窮者自立支援事業を実施しているところですが、空知生活サポートセンターでは、空知地区6市、それと、空知総合振興局を通じて14の町から生活困窮者自立相談支援事業を受託しており、年間32件、本町分は7件の相談を受けているということでした。

また、相談事業のほか、地域で活動する場をつくり、少しずつ就労に結びつけていく中間就労系事業を実施しておりました。地域のニーズに対して生活困窮者自体が、その活動で解決する仕組みを構築することで、社会的孤立、いわば引きこもりを防止するとともに、地域での働く場所が増え、生活困窮から脱するきっかけづくりをしておりました。年々相談件数が増加傾向にあり、現在スタッフ6名で対応しているが、日に日に対応が難しくなっているということが最大の課題とのことでした。

行政に望むこととして、その地域で理解を深め、活動場所や働く場所をその地域内でつくり、住みなれた地域で支援する体制整備が重要と話しておりました。

各自治体において、社会的孤立、引きこもりの実態を把握することは非常に難しい状況にあります。しかし、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題は、本町でも潜在しており、少しでも早く支援につなげることが望まれます。

議会としても、生活困窮者に対する理解を深めるとともに、社会的な課題として認識し、本町の状況に目を向けていく必要性を感じました。

最後に、このたびの調査に際し、総務課、保健福祉課にご支援を賜りましたこと、心より感謝を申し上げ、以上、総務民生常任委員会の政務調査報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 総務民生常任委員会政務調査報告を終わります。

これで常任委員会政務調査報告を終わります。

次に、7番、議員研修報告をお願いいたします。

はじめに、井向一徳君より報告をお願いいたします。

〔1番 井向一徳君登壇〕

○1番（井向一徳君） 皆さんおはようございます。議長のご指示がございましたので研修報告をさせていただきます。

まず、期間は10月の17日、18日の2日間。研修先は、千葉県千葉市にあります市町村アカデミーでございます。当研修所において、全国の市町村議会議員を対象に開催された特別セミナーを受講させていただきました。当議会からは、私と安中議員、そして、杉本議員の3名が参加させていただき、全国18都道府県から98名の参加がございました。台風19

号の影響によりですね、当初の申し込みより14名の方がキャンセルされたということをお聞きしております。

講演では、講師にイギリス・コーンウォール州議会議長でありますヒラリーフランク氏、愛知県常滑市副市長山田朝夫氏、跡見学園女子大学教授鍵屋一氏、そして、東京大学高齢社会総合研究機構特任教授であります辻哲夫氏の4名でございます。

講義の内容は、ヒラリーフランク氏よりイギリスの地方議員についてと題して、ご本人がコーンウォール州議会議長ということで、州議会の役員の選出方法等を詳しく紹介していただきました。

コーンウォール州は、議員定数は123名、本会議は年6回開催され、すべての議案は委員会で審議されるということで、本会議自体は1日で終わるそうでございます。

年1回の臨時総会により議長とリーダーを選出し、リーダーはキャビネットと呼ばれる財政、住民、児童福祉、環境等々ですね、閣僚のような担当を指名し、議長は議事の進行と儀式等の進行を担当するというところでございます。リーダーは政治的なトップであり、議長は儀式的なトップであるという説明を受けました。

また、資料が半分英語であり、理解に時間がかかりましたがイギリスの議会制度と我が国の議会制度の違いが分かりました。

また、EUからの離脱というタイムリーな内容もありまして、我々が知っている国家間の問題だけではなく、コーンウォール州としてのこれからの課題等も勉強になりました。

また、流しの公務員、赤字病院を立て直すと題しまして、愛知県常滑市副市長山田朝夫氏からは、赤字の常滑市立病院を立て直すためにですね、100人会議という市民会議を開催し、行政が介入せず、病院側と住民が意見を交わし合い、それぞれを理解することによって立て直すまでのプロセス、住民とのコミュニケーションの重要性について説明を受けました。

跡見学園女子大学の鍵屋一氏からは、自治体の防災対策と災害時の市町村議会議員の対応についてと題しまして、近年の災害事例、阪神淡路大震災、東日本大震災を例に、防災、減災、議会の対応、また、高齢者、障害者の避難所の選定等について学びました。

被災時一番重要なことは、まずは自分の命を守ること。そして、避難困難者であります高齢者、身体障害者、また、要介護者をどうすればよいのか。日常、また、被災時の対応等について説明を受けました。

最後に、高齢になっても安心して暮らせる地域の仕組みづくりと題して、東京大学特任教授辻哲夫氏よりは、超高齢化社会と地域包括ケアについての説明を受けました。

ひとり暮らしや高齢者夫婦ができる限り地域で頑張れる社会をつくらないと、今後は乗り切れない。そのためには、生活習慣病予防と虚弱予防のための運動、適正な食と社会性を維持すること。したがって、外出しやすいイベント性があるまちづくりが必要であるとのことでございました。

また、千葉県柏市のプロジェクトを例としまして、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護士など多職種チームで在宅医療に取り組むこと、そして、拠点型のサービス付き高齢者向け住宅の設置の2点がポイントであるとの説明を受けました。

講義の概要につきましては、研修資料等、議会事務局の方に届けてございますので、お目通しいただきたいと思っております。

台風、大雨、地震等々ですね、災害はいつ起こるか分かりません。議会としてどうあるべきか、胆振東部地震の被災地の視察等々をとおしまして、議会運営委員会で審議中ではございますけれども、個々が潜在的に持っている自分だけが大丈夫といった意識を改革していかなければならないと思っておりますし、超高齢化社会に向かっては、今回のセミナーを参考に、新十津川町としてできること、できないことを精査し、新十津川町の地域包括ケアとはどうあるべきかを考えていきたいと思っております。

研修全般をとおし、地域、住民、自治体とのコミュニケーションがいかに大事であるかということを知り、これからの議員活動に役立てていく所存でございます。

町民の皆さまには貴重な財源にて、このたびの研修に参加させていただき心から感謝を申し上げます。

以上で、市町村議会議員特別セミナー受講の報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 井向一徳君の報告を終わります。

続いて、進藤久美子君より報告をお願いいたします。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） 議長からご指示をいただきましたので、去る10月23日、東京都アットビジネスセンターで開催された議員研修の内容について、ご報告を申し上げます。

本研修の目的は、子ども、家庭を取り巻く現代的な課題を認識し、児童虐待、子どもの貧困、根本解決に向けて、地方自治体ができることは何かを狙いとして開催されたものでございます。

私が、本研修を受講させていただきたいと考えたのは、現代の子どもを取り巻く環境認識し、改善するために、自分自身が議員としてどうあるべきかを学ぶために受講させていただきました。

参加者の人数につきましては、午前、午後バラツキはございましたが、60名程度となっております。

主な研修内容につきましては、午前中は、子ども・家庭を取り巻く現代的な課題についてと題し、イマドキの子育てについて、核家族「ワンオペ育児」の現状、「デジタルネイティブ世代」の子育て、「支援」と「ニーズ」のミスマッチはどこからくるのか、保護者の心に寄り添う支援、中間支援組織の活用法、地方自治体でできる取組について講義をされました。

午後からは、児童虐待・子どもの貧困、根本解決に向けて地方自治体ができることと題し、児童虐待が減少しない本当の理由とは何か、児童虐待防止対策の実態について、保護者支援について、DVとの関連、次世代育成会、「虐待が止まった！」効果のある取り組み、児童虐待、子どもの貧困、根本解決に官民連携でできることについての講義を受けました。

午前、午後ともに講師の実体験をもとに、子育ての大切さや、今の子どものおかれている現状を報告され、スライドを使って、今講師が取り組まれている支援の内容について、分かりやすく講義をしていただきました。

視聴講義における講師の1人でも多くの人に現代の子どもを取り巻く環境を認識し、子どもを育てる環境をどう構築していかなければならないのかという考えについては、これからの時代における議員のあり方に一石を投じるようなインパクトがあり、自分自身、日

ごろそのような視点で議員活動をできていたのかどうかを深く考えさせられるものでした。

また、講義で学んできたことが、本町の施策のよりよい方向性に資する可能性がないかについても、今後も研究していきたいと考えております。

以上で、私からの研修報告を終わらせていただきます。

○議長（笹木正文君） 進藤久美子君の報告を終わります。

続いて、長名實君より報告をお願いいたします。

〔9番 長名實君登壇〕

○9番（長名實君） 私は、去る10月24日、会場は進藤さんが前の日に行かれたアットビジネスセンター、池袋の会場で講義を受けました。

講義の内容は、チラシを見ますと議員のなり手不足という言葉がありましたので、これは何か特効薬あるのかなと思って行ってまいりました。

講師の先生は、谷口慶応大学大学院准教授という方で、本人いわく自慢するぐらい私は早口なんですって、べらべらべらあと喋りまして、特効薬はございませんという結果で、何しに来たのかなっていうの感じで講義を受けたわけなんですけど、その中で、何度も講義の中で、議員の定数を下げるといのは大反対なんだということで、議員は、住民と行政とのパイプ役なんで、そのパイプがたくさんあればあるほど効果はあるんで、そのパイプを減らすということは、私は大反対なんだということを何度も講義の中でお話がございました。

そして、機関銃を打つようにべらべら喋りまして、3時間だったんですか、半分ぐらいのところで先生の講演は終わったんですが、その後、私も今やってます、くるま座ミーティングじゃないんですが、また、その講演に、先ほど進藤さんの話を聞くと人数が多かったんですか、私のところは10人ほどでした。それで二グループに分かれまして、議員のなり手不足について、皆さんどう考えるか話し合ってくださいって、逆に、先生が生徒になったような形で行いまして、その中で私なりに気になったのが、私どもの町でいいますと、今、定数は11なんですけど、それに満たないか、あるいは無投票になる場合、特別枠として推薦枠作って、要するに、選挙戦になるような形つくったらどうなんだと。その推薦された人は当然最初からもう当選しているんですが、そういう形をとったらどうだっていうお話ございました。なるかならんかは別にして、考えとしてはおもしろい考えだなと。

それからもう一つ、我々4年間の任期なんですけど、短期間の議員をつくってというか、要するに、議会の内容が、我が町でいうと、町民の皆さんが分からない人が多いから、なお出てくる人が少ないんじゃないかという話になりまして、短期間、例えば、1年に一人だけ、一人というか、議員になってもらう、あるいは定例会ごとに数人の人が参加してもらって、同じ月割の報酬にはなるんですが、そうして議会の内容を知ってもらうのが、今後、議員のなり手も増えるんでないかなと、そんなようなお話し合いをしました。

そんなことで、先生から、なり手不足をどうしたらいいんだろうと思って行ったのが、そんな形で終わったんですが、その10人集まった中でも、皆さんこれからなり手不足どう考えるのっていう人たちが集まっているから、なかなかどうするって言ったって、困って来てるんですから、意見も出ないで、そのミーティング1時間半あったのですが、黙ってる時間もあつたし、しゃべってもあんまり結論の出ない話になって、かえってきて、何しに行ったのかなと。

そしてまた、次の日帰ったのですが、この間の千葉県の大洪水というか、雨による洪水、それに見舞われまして、飛行機は全然飛んでくれなくて2時間遅れぐらいだったかな、着陸できなくて乗る飛行機がないということで、頭の中きれいに雨に流されたような研修を受けて帰ってきました。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（笹木正文君） 長名實君の報告を終わります。

続いて、小玉博崇君より報告をお願いいたします。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） 議長からご指示をいただきましたので、去る11月23日から24日まで、石川県七尾市で行われました地方創生実践塾の内容について、報告をさせていただきます。

本研修の目的は、地方創生を担う人材の育成と地域活性化の実践ノウハウを普及するため、地方創生に係る成功事例の手法を共有することを狙いとしたワークショップ形式の研修でした。

私が、本研修を受講しようと考えたのは、少子高齢化、人口減少により、地域活力が衰退する一方の中、行政主導のまちづくりではなく、官民が連携したまちづくりの実践を学び、本町まちづくりのヒントを得るために受講してまいりました。

研修の参加者は全部で32名、そのうち行政の職員が28名、金融機関の職員が2名、NPO法人の職員が1名、地方議員は私1人でした。特に栃木県は、市町村会と連携協定をしており、そのうち12名が栃木県内の町村職員ということで参加しておりました。

主な研修の内容ですが、講義、座談会、フィールドワーク、グループワークで、初日に実践内容の講義と実際に携わる官民、関係者の座談会、実際に町に出て移住者や起業したお店に出向いてお話を聞くフィールドワークを行いました。

2日目は講義により、まちづくりのポイントを学んだあと、グループワークで町の課題の気づきからアクションプランを作成し、発表し合うというものを行いました。

講義の講師は、すべて実践されております民間企業の方からであり、この町、七尾を良くしたい、楽しくしたいという強い思いが強く感じられるものでした。

講義の中で特に印象に残った三つのフレーズをここで紹介をしたいと思います。

一つは、官民連携では行政が中心とならず、しっかり役割分担をするということが重要であるということでした。

連携を重視する中で大切なのは、それぞれの強みと弱みを把握すること。何が得意で何が不得意なのか。行政は万能と見られがちであります。信頼と役割を明確化でしっかり本音や意見を言い合える関係性が重要であるということでした。

二つ目は、おもしろいと思わせることをしないと若者はその町にやってこないということでした。

今の時代、取組みをGoogleで検索して出てこないのは、やってないのも同然、ニュース性の高いことを実践して、しっかり発信することが重要であると。人が集まると人材も集まる。大切なのは何人来たかではなく、どんな人が来たかが大切である。そのためには、町がこんな町になっていきたいという将来像を共有する必要があるということでした。

三つ目は、事実を共有できないと伝わらないということでした。

連携で必要なのは、町の現状、問題点と課題を共有すること。共有するには、個人的な

主観ではなく、誰から見ても変わらない事実、客観が大切であること。課題とは、理想と現状、問題点との差であるため、課題設定をするにはまず、理想や目標を明らかにしてからでないとい課題は見えてこないということでした。

そのあとのフィールドワークでは、実際に移住、起業した方との触れ合いを通じて、移住や起業で町を選ぶ視点というのを知ることができました。

研修を終えて、地方創生という言葉が世に生まれて早5年が経過しました。最近、地方創生というニュースはあまり耳にしなく、私自身の意識からも少し遠くなっておりましたが、今回の研修で、先進地域に訪問し、取組を肌身で感じることで、地域づくりの考え方や取組のイノベーションで大きく町が変わっていくことを感じました。

以前は行政が中心となり町のビジョンがつくられていましたが、これからは、人材のビジョンが町のビジョンになるということ。先進地域の取組は決して特別なことではなく、今あるものや人を視点を変えてみることで、新たな価値を見つけ出し、小さなことから実践していくことの大切さを学びました。

本町に帰り、役場や商工会、そして、地域の人材などに目を向けると、とてもおもしろいことができそうな人はたくさんいることに気づきます。今回の研修で学んだ気づきを忘れず、私自身が生かせる立場を有意義に活用し、官民一体となったまちづくりに向けて、少しでも取り組んできたいと考えております。

以上、私より自主研修の報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 小玉博崇君の報告を終わります。

これで、議員研修報告を終わります。

次に、8番の一部事務組合議会報告を行います。

はじめに、私が関係しております、石狩川流域下水道組合議会の報告をいたします。

議席の指定において、美唄市長などの改選に伴い議席の指定が行われました。

次に、議案第2号として、副組合長の選任がありまして、美唄市の市川厚記副市長を選任したいとの提案があり、これに同意をいたしました。

次に、行政報告として、平成30年度一般会計決算において、財政調整基金を2年ぶりに取り崩したこと。その理由として、維持管理経費の増嵩に加え、例年認められていた電気料に係る優遇措置を活用できなかったこと。今後も関係機関との協議を密接に行いながら、より一層の経営の安定化に努めていくということが報告されました。

次に、報告第1号は、平成30年度の執行事務に対する定期監査報告でありました。宮崎監査委員から、一部契約事務に改善、検討の必要な事項及び軽易な指導事項があったものの、適正に執行又は管理されているとの報告がございました。

報告第2号は、例月現金出納検査報告でありました。平成31年1月から令和元年9月までの現金出納検査報告書をもって説明は省略されましたが、検査結果は、いずれも誤りは認められなかったという報告でありました。

報告第3号は、平成30年度決算に係る資金不足比率であります。監査委員からの監査意見書も付した上で、資金不足発生していなかったということの報告でございました。

続きまして、認定第1号は、平成30年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定でありました。決算概要は、歳入歳出予算額5億8,319万6千円に対し歳入決算額5億4,977万7,429円。歳出決算額5億4,927万4,150円で、差し引き、50万3,279円の剰余を

生じ、黒字決算となった内容でございます。原案のとおり認定をされました。

議案第1号は、令和元年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算第1号で、歳入歳出予算補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ972万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,443万4千円とするもので、歳入では、精算による市町村負担の増額及び消費税確定申告に伴う消費税還付金の増額によるもの。歳出では、平成30年度の消費税確定申告により消費税納付がなかったことによる減額。平成30年度決算額が確定したことによる構成市町の負担金の還付に伴う過年度還付金の増額でありまして、原案のとおり可決されました。

以上で、令和元年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会の報告といたします。

なお、議案等の資料につきましては、所定の棚に保管しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、石狩川流域下水道組合の報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 続いて、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を長谷川秀樹君よりお願いいたします。

〔8番 長谷川秀樹君登壇〕

○8番（長谷川秀樹君） おはようございます。議長のご指示でございますので、去る12月3日招集されました滝川地区広域消防事務組合議会第2回定例会の報告をいたします。

冒頭に前田組合長の行政報告ののち、直ちに会議を開かれました。

案件は、報告2件、議案4件、認定1件であります。

内容の説明をいたします。

報告第1号、例月現金出納検査報告は、書面での報告があり、報告済みといたしました。

報告第2号、定期監査報告については、宮崎監査委員より報告があり、報告済みといたしました。

議案第1号、令和元年度滝川地区広域消防事務組合一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ569万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,699万4千円とするもので、内容は、すでにご案内ですけれども、職員の給与の改正に伴うもので、原案どおり可決いたしました。

議案第2号は、一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。内容は、ご案内のように、国家公務員の給与改正に準じ改正するもので、原案どおり可決いたします。

議案第3号は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。法律の施行に伴い改正したいとするもので、原案のとおり可決いたしました。

議案第4号、滝川地区広域消防事務組合行政不服審査条例の一部を改正する条例であります。内容は、不正競争防止法の一部改正により、工業標準化法が一部改正され、産業標準化に改められたことに伴い改正したいとするもので、原案どおり可決いたしました。

最後に、認定第1号は、平成30年度の滝川地区広域消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

概要は、歳入決算は、予算額21億6,084万8千円に対し決算額21億6,269万4千円。執行率100.1パーセントで、約184万6千の増。歳出決算では、21億1,203万1千円。執行率

97.7パーセントとなり、歳入歳出差し引き5,066万3千円の剰余が生じ黒字決算となったものです。本町におきましては、施設整備強化の中で、第1分団消防ポンプ自動車の更新がなされたものであります。決算書のとおり認定することに同意し、可決いたしました。

以上をもちまして、滝川地区広域消防事務組合議会第2回定例会の報告といたします。

なお、議案書、参考資料等につきましては、所定の棚に保管しておりますのでお目通しいただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

続いて、中空知衛生施設組合議会の報告を、進藤久美子君よりお願いいたします。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） 議長からご指示をいただきましたので、去る12月2日に招集されました中空知衛生施設組合議会令和元年第2回定例会のご報告を申し上げます。

案件につきましては、報告3件、認定1件でございました。

日程第1といたしまして、議席の指定が行われ、新たに滝川市議会より堀議員が選出され、議席1番となりました。

次に、前田組合長より行政報告が行われ、平成30年度中空知衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願いいたしますとの報告がなされました。

報告第1号は、専決処分についてでございます。滝の川斎苑改築建設主体工事に係わる工事請負契約の変更について。事務局長より、10月1日からの消費税及び地方消費税引き上げに伴う契約金額の変更により、4億3,848万円を4億4,660万円とし、令和元年9月25日に専決処分した旨を報告されました。

報告第2号は、定期監査報告についてでございます。監査の結果、監査委員より概ね適正に執行又は管理されていると認められるが、一部に改善、検討が必要と思われる事項については、監査講評の中で指導した。なお、このほか安易な事項については、監査の過程においてその都度、直接担当職員に是正又は適切な処理方法を指摘したと報告されております。

報告第3号、例月現金出納検査報告についてでございます。この件につきましては、書面での報告となり、報告第1号から報告第3号までは報告済みとされております。

認定第1号、平成30年度中空知衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。事務局長より、本組合の平成30年度の一般会計は、予算額9億3,217万円。歳入決算額9億3,937万円。執行率100.8パーセント。歳出決算額8億4,124万円。執行率90.2パーセントとなり、差し引き、9,813万円の歳計剰余を生じ、黒字決算となったと説明されました。

次に、監査委員より監査意見として平成30年度の決算は、予算の定めるところによって適正に執行されていると認められているので、特にするべき意見はないとの報告がされ、認定第1号についても可決されております。

以上をもちまして、中空知衛生施設組合令和元年第2回定例会のご報告とさせていただきます。

なお、議案書、書類につきましては、所定の棚に保管をしておりますので、後ほどお目通しを願います。

○議長（笹木正文君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

続いて、空知教育センター組合議会の報告を、西内陽美君よりお願いいたします。

〔7番 西内陽美君登壇〕

○7番（西内陽美君） 議長のご指示がありましたので、去る12月3日に招集されました空知教育センター組合議会第2回定例会の報告をいたします。

案件は、報告2件、議案1件、認定3件でございます。

報告第1号は、定期監査報告でございます。平成30年度の執行事務について、適正に執行又は管理されている旨、宮崎英彰監査委員より報告を受けました。

報告第2号は、例月現金出納検査報告でございます。平成31年1月分から令和元年9月分までの現金の出納保管状況について、一般会計、各特別会計及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められなかった旨、宮崎監査委員より報告を受けました。

議案第1号は、教育委員会委員の任命についてでございます。空知教育センター組合教育委員会委員の萬博文氏、糸谷尚徳氏が、令和元年12月6日で任期満了となることから、後任として、早川雅典氏、吉田憲司氏の両名を任命することといたしました。

認定第1号は、平成30年度空知教育センター組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入917万円に対し歳出893万円となり、差し引き、24万円の剰余を生じました。

認定第2号は、平成30年度空知教育センター組合研修事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入477万円に対し歳出422万円となり、差し引き、55万円の剰余を生じました。

認定第3号は、平成30年度空知教育センター組合研究事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入398万円に対し歳出322万円となり、差し引き、76万円の剰余を生じました。

各会計歳入歳出決算の総括といたしまして、平成30年度は、空知教育センター事業推進5か年計画の2年次目にあたり、基本方針としている、未来に輝き活躍する子どもたちに生きる力をはぐくませるために、教職員がその達成に必要とする資質、能力を身につけ、更にその向上を図るための研修及び研究活動等に重点を置いて事業の推進に努めたところであるとの報告を受けました。

監査委員の審査意見が付されたこれら各会計決算は、すべて原案どおり認定されました。

なお、ただ今の各会計決算報告につきましては、決算額のみ申し上げましたので、詳細につきましては、所定位置に保管しております議案書、歳入歳出決算書をお目通しの上、ご確認いただきたいと思いますようお願い申し上げます。

以上で、令和元年空知教育センター組合議会第2回定例会の報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

ここで、11時10分まで休憩といたします。

(午前11時02分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

○議長（笹木正文君） 続いて、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を、長名實君よりお願いいたします。

〔9番 長名實君登壇〕

○9番（長名實君） 去る12月2日開催されました令和元年第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告をいたします。

まず、行政報告の後、中・北空知廃棄物処理広域連合議会副議長の選挙について報告いたします。副議長には、深川市の辻本智議員が選出されました。

次に、中・北空知廃棄物処理広域連合一般廃棄物の処理に関する条例の一部改正について申し上げます。

学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴い、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格についての条例改正がございました。

次に、認定1号ですが、平成30年度中・北空知廃棄物広域連合一般会計歳入歳出の決算についてでございます。

審査の結果、決算書及び附属書類の計数は正確であり、関係諸帳簿と照合の結果はいずれも符合しており、かつ予算は適正に執行されているということで認定されました。

そして、報告1号は監査報告について、報告2号、例月現金出納検査報告については、書面により報告済みといたしました。

関係書類は、所定の棚に置いておきますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告といたします。

○議長（笹木正文君） 中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告を終わります。

続いて、中空知広域市町村圏組合議会の報告を、安中経人君よりお願いいたします。

〔10番 安中経人君登壇〕

○10番（安中経人君） 議長よりご指示がありましたので、去る12月2日招集されました令和元年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会に笹木議長と出席してきましたので、会議の報告をいたします。

内容は、行政報告のあと報告2件、認定4件についてであります。

初めに報告1、定期監査報告、報告2、例月現金出納検査報告については、宮崎監査委員より報告があり、報告済みとしたものであります。

次に、認定1から認定4は関連があるので一括上程され、初めに認定1、平成30年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額2,045万5,722円、歳出総額1,890万5,120円となり、歳入歳出差し引き、155万602円の剰余は翌年度への繰り越しとしたものであります。

次に、認定第2、平成30年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額876万5,702円、歳出総額792万5,930円となり、歳入歳出差し引き、83万9,768円の剰余は翌年度への繰り越しとしたものであります。

次に、認定3、平成30年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額は83万5,230円、歳出総額は77万8,232円となり、歳入歳出差し引き、5万6,998円の剰余は翌年度への繰り越しとしたものであります。

最後に認定4、平成30年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額4,602万708円、歳出総額1,307万2,690

円となり、歳入歳出差し引き、3,294万8,018円の剰余は翌年度への繰り越しとしたものであります。

以上、4件の認定は提案のとおり認定すべきものとしたものであり、会議を閉会したものであります。

会議を閉じた後、引き続き、理事議員連絡会議を開き、次のとおり報告、協議事項について審議したものであります。

1件目は、令和2年度中空知市町村圏組合予算編成方針案についてでございます。一般会計、4特別会計の予算編成の考え方について協議したもので、一般会計においては組合設立50周年を迎えることから、記念事業として、第30回中空知ふるさと市町村圏議員交流会を行う。開催地は、歌志内市とすることで決定。

特別会計については、前年の結果から見積もり、計上するものとして基本事項について了承したものであります。

2件目は、中空知広域市町村圏組合設立50周年記念事業として、第30回中空知広域市町村圏議員交流会開催要領案についての協議でございます。

先ほど申し上げましたが、開催市を歌志内市と決定し、開催日時、内容については現段階では未定とし了承したもので、詳細については事務局について精査することとしたものであります。

以上、会議に出席してまいりましたので報告といたします。

なお、会議資料は、組合議会会議綴りに保管してありますので、詳細についてはお目通しを願いたいと思います。以上で終わります。

○議長（笹木正文君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

これで、一部事務組合議会の報告を終わります。

以上をもちまして、日程第4、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和元年第4回定例会の行政報告を申し上げます。お手元に資料を配付してございますので、主だったものを報告、説明をさせていただきます。

はじめに、総務課の関係でございます。

叙勲。

秋の叙勲において、長年にわたり危険な業務に携わり、社会に貢献された元1等陸尉の菊水区在住の三谷晴基様が11月3日付で危険業務従事者叙勲瑞宝双光章を受章されたところでございます。

次に表彰であります。

今年100歳の長寿を迎えられました、みどり区、藤澤ツヤ様、中央区、宮本シズエ様に内閣総理大臣から祝い状が届き、9月17日に伝達を行ってきたところでございます。

このたび、金滴酒造株式会社が、これまで廃棄をしていた酒粕を全量資源化し、廃棄量

をゼロにしたことが評価され、今年2月に北海道から表彰されました、2018年度北海道ゼロ・エミ大賞に続き、10月29日に循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰を受賞されました。11月1日に名取社長が来庁し、喜びの報告をされたところでございます。

また、菊水区在住の金野眞幸様が、森林の有する機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に寄与されていることが評価され、林野庁長官表彰を受賞されました。金野様は、11月22日に来庁し、喜びの報告をされたところであります。

また、11月22日、滝川市において滝川地区保護司会主催の更生保護制度70周年記念式典が開催され、その席上、平成12年から16年間にわたり、本町の保護司として更生保護事業に従事し、公共の福祉にご尽力されました佐藤弘美様に町から感謝状を贈呈をしたところでございます。

2ページになります。

12月4日、中島物産創業者の中島忠夫様が、平成元年の会社創業からお世話になったことによるお礼として、開町130年事業に使ってほしいと町に多額のご寄附を頂きましたので、新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただきました。

また、12月9日、北門信用金庫小嶋理事長が、創業70周年記念事業として、町に多額のご寄附を頂きましたので、同じく感謝状を贈呈させていただいたところでございます。

次に母村交流であります。

11月9日、東京都で開催されました関東十津川郷友会総会及び懇親会に笹木町議会議長、伊藤商工会長、三浦ピンネ農業協同組合常務理事とともに出席をいたしました。懇親会には、約40人、新十津川町出身者はそのうち8人が参加し、互いに交流を深めたところでございます。

また、十津川村民生委員児童委員一行が10月28日から29日までの間、そして、十津川村消防団員一行8人が11月7日から8日までの間に来町されました。それぞれの一行は、本町の関係団体との交流や施設見学をされ、帰路につかれたところでございます。

次に、3ページ、防災研修でございます。

3つの自主防災会において、防災研修が開催されました。平成30年に配布をいたしました防災ガイドマップを使い、浸水想定区域、避難所の説明や避難所までの経路についての検討、行政区にある資機材、段ボールベット、停電時に備えた発電機の通電方法などの研修を行いました。今後も自主防災会で研修が予定されており、いざという時の地域防災の核となり防災活動が図っていただけるよう、防災研修、訓練の支援を進めているところでございます。

次に消防であります。

9月1日から11月30日までの間における町内の出動件数は、火災出動が0件、救急出動が62件、その他危険排除等の出動が4件でございました。また、避難訓練は町内事業所18か所で実施し、延べ963人が参加をしていただきました。

次に住民課関係であります。

人口動態でありますけれども、11月30日現在であります、人口が6,538人で、前年同期と比べ84人減少し、世帯数は2,955戸で、前年同期と比べ12戸の減少となっております。

65歳以上の高齢者数をみますと2,535人と、前年同期と比べ11人減少し、高齢化率は

38.8パーセントと、前年同期と比べ0.3パーセントの増加となっております。

また、出生は、9月1日から11月30日までの間に6人が生まれ、1月からの出生数は20人となっております。

交通安全及び防犯でございます。

交通事故の発生状況は、9月1日から11月30日までの発生件数は0件、前年同期と比べ2件の減少、負傷者数は0人で前年同期と比べ3件の減少となっております。9月21日から30日まで秋の全国交通安全運動が、11月11日から20日まで冬の交通安全運動がそれぞれ実施され、関係団体の協力により、朝の街頭指導、セーフティコールやパトライト作戦などを展開していただきました。

交通秩序の維持及び交通事故防止の観点から、11月6日、滝川警察署長に対し音響式信号機及び高齢者等感応式信号機への変更、さらには、4方向信号機への変更及び信号機の新設の要望を行ってきたところでございます。

本町の交通安全指導員会が、昭和44年の発足から50年を迎え、11月22日に改善センターにおいて、創立50周年記念式典が執り行われました。交通死亡事故ゼロ日数は、平成29年10月27日に発生した交通事故死以降、11月30日現在で763日となっております。今後におきましても、関係団体と連携を図りながら一層の交通安全の推進に努めてまいるところであります。

防犯については、9月1日から11月30日までの本町における犯罪発生圏数は5件で、前年同期と比べ2件の増加となり、内訳としては知能3件、粗暴1件、その他1件となっております。

続きまして、7ページをおめくりいただきたいと思っております。

保健福祉課関係でございます。

下段のシニアいきいきクラブは、10月8日、17日、21日の3日間、楽しくエクササイズ教室を開催し、延べ10人、11月22日には、肉まん作り教室を実施し9人が参加いたしました。

次に、10ページをお開き願います。

高齢者等除雪サービスであります。

在宅高齢者等の除雪サービス事業では、11月30日現在で27の方が登録されてございます。また、高齢者世帯等除雪費助成事業では、11月30日現在で、73世帯が利用申請をしております。

続きまして、12ページをおめくりいただきたいと思っております。

栄養改善事業であります。

食育推進として、9月12日と13日に新十津川小学校において、食生活改善推進員協議会と共同で「野菜をもっと食べよう」をテーマにして、4年生53人を対象に学童栄養教室を開催したところでございます。

次に、産業振興課関係でございます。

農村環境整備として、農業用廃プラスチック適正処理対策協議会では、10月24日に本年度2回目の廃プラの回収を実施し、延べ152戸から29.04トン进行回収いたしました。本年度の廃プラの回収実績は、搬入戸数延べ438戸、搬入重量は104.24トンとなっております。

次に、14ページをおめくりいただきたいと思っております。

経営所得安定対策でございます。

まず、畑作物の直接支払交付金の営農継続支払分 1 億2,657万6,600円が 8 月30日に交付され、数量払分5,753万1,359円が12月中旬に交付をされる予定でございます。

また、水田活用の直接支払交付金のうち戦略作物助成分 1 億2,099万4千円、産地交付金分 1 億8,906万1,878円につきましては、12月中旬に交付される予定でございます。

次に、米の出荷状況についてでございますが、11月4日現在、全体の出荷数量は28万7,075俵でございます。農協への出荷確約数量に対し104.3パーセントとなりました。作況指数が105だったものの、異常高温や夏場の低温など不順な天候で品質に大きく影響し、胴割れ米が多く、高品質米の比率は出荷量の10.2パーセントで、昨年より8.3パーセントと同様、低水準となったところでございます。

次に、16ページをおめぐりいただきたいと思っております。

畜産関係につきましては、学園牧場において 5 月30日から10月25日まで、町内牛15頭の放牧を実施したところでございます。

17ページのPRキャラクターでございます。

観光PRキャラクターのとつかわこめぞーは、町内では、駅、ファイターズキャラバン、味覚まつり、駅の88周年記念祭、山紫水明号ツアーお出迎え等のイベントに出演し、また町外においても、札幌市において、農業・農村ふれあいフェスタin赤れんが、そらち・デ・ビューフェアin札幌2019、新十津川中学校 1 年生の総合学習に出演し、本町のPR活動を積極的に行っております。

また、観光協会では、10月19日からスマート農業にちなみ農業をテーマとしたLINEスタンプ第2弾の販売を始めているところでございます。

次に、18ページでございます。

ファームステイ。

11月末現在の中高生のファームステイの受け入れについては、受け入れ農家数11戸、受け入れ農家、学校数11校、受け入れ生徒数259人となりました。前年度と比較すると、学校数で5校の減、生徒数で179人の減となっております。

次に、建設課関係でございます。

冬期除排雪でございます。

町道の除排雪業務を10月1日に委託をいたしました。本年の除雪対象路線は、249路線で186キロメートル、うち道路の排雪は141路線で38キロメートル、歩道の除雪は12路線で13キロメートルとなっております。

今冬の初雪は11月7日に観測され、その後11月16日に除雪車が初出動をしております。初出動は昨年より14日早かったのですが、その後出動基準を満たす降雪が無かったため、11月30日現在の出動回数は1回となっております。

11月30日現在の降雪量は45センチメートル、積雪深は0となっており、前年に比べ、降雪量で9センチメートルの減、積雪深で26センチメートルの減となっております。

なお、除雪車両の更新として、本年5月に発注いたしました13トン級除雪ドーザが11月26日に納車され、また、6月に発注をしたミニロータリが1月に納車を控えておりますので、今後も安定した除雪作業に努めて参るところでございます。

以上をもちまして、令和元年第3回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、教育行政報告を行います。
教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和元年第3回町議会定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

教育委員会関係では、3回の定例教育委員会を開催しております。

9月20日は、報告2件について審議いたしました。

報告第48号では、児童生徒就学援助費受給者申請のあった案件に対し、審査の結果、準要保護世帯として1世帯1人を8月1日付で認定したことについて、承認をいただきました。

10月23日は、報告2件について審議いたしました。

報告第50号では、今年度の9月末現在における社会教育関係施設の利用状況について報告いたしました。

11月28日は、報告3件と議案3件について審議いたしました。

報告第53号、新十津川町立学校における働き方改革推進計画の一部改定についてであります。教員の時間外勤務の縮減に向け、北海道教育委員会では、今年7月に、学校における働き方改革北海道アクション・プランの改訂を行いました。具体的に申し上げますと、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにするを、教員の在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることとしたものであり、本町の働き方改革推進計画を北海道アクション・プランに準じた改定をすることについて、承認をいただきました。

また、議案第16号の新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正については、本町議会定例会に上程する議案として、内容の説明を行い議決をいただきました。

次に、小中学校関係ですが、小学校では2ページをお開きいただきまして、9月17日の小学校1年生を最後に全校児童が札沼線の乗車体験を行い、いつまでも思い出に残る郷土愛学習を行いました。

10月7日に特別クラブの合唱団員16人がかおる園を訪問し、入所者に歌声を披露いたしました。

10月27日に学芸会が行われました。子どもたちと教職員が今年のテーマ「令和初！！みんな協力して、心に残る学芸会にしよう！！」の目標に向けてワンチームで取り組み、保護者や地域の皆様に学習の成果を立派に披露いたしました。

10月31日ですが、4年生の総合学習とし芸術文化に触れる学習、風の美術館を訪問いたしました。当日は、アトリエとして作品を展示しているデザイナーで彫刻家の五十嵐威暢先生の作品を鑑賞し、また、子どもたちから五十嵐先生への質問等を行いました。その後、小学校で11月6日から12月4日まで4回にわたり、新十津川の未来の町のジオラマ作りを行いました。

なお、新年に入り、子ども達の思いを寄せた作品は、改善センター町民ギャラリーで展示する予定となっております。

11月15日に新小におきまして、教師の指導力向上に向けて教育振興会主催の公開研究会を行い、町内外の教員が参加の下、4単位の授業を公開いたしました。

12月3日には、新小5年生が田植え、稲刈り等を自分たちで体験し、収穫したお米でカレーライスを調理し味わう収穫祭を農高生と一緒に行いました。また、本町のスマート農業の取組を自分たちで調べ、プロジェクターで来訪者にわかりやすく説明いたしました。

次に、第31回MOA美術館滝川、新十津川児童作品展で、MOA美術館奨励賞の新小6年の石井溪音さんの郷土芸能獅子神楽を描いた作品が、1,287点の作品の最高賞となるMOA美術館奨励賞となり、本地区の代表として全国審査に出展いたします。

また、滝川地方法人会主催の税に関する絵はがきコンクールで、新小5年生の佐藤稟さんが法人会会長賞を、また、滝川地区広域消防事務組合主催の火災予防作文コンクールで、新小5年の中川愛唯さんと新小6年の山森さほさんが、各学年の最高賞となる組合長賞を受賞いたしました。

次に、中学校の行事ですが、10月1日に北海道教育委員鶴羽佳子氏にご来校いただき「ビジネスマナーとコミュニケーション」と題し、道徳講演会を行いました。最初に授業を参観していただき、講演では、挨拶の仕方など生徒に実演したり、考えさせるなど分かりやすく説明いただきました。また、教育委員と学校運営協議会員との懇談もさせていただきました、とても有益なひと時となりました。

また、10月8日と9日の両日、2年生の職場体験学習を行い、町内の仕事を理解するために、今年は初めて町内の24施設において職場体験を行いました。

10月23日、札幌地下歩行空間で1年生による町のPRと農特産品の販売を行いました。

10月30日には、保育園の園児、陽だまりの郷、ハーブガーデンの方などを招待し、地域の方とふれあう3年生の大感謝祭を行ないました。

4ページをお開き願います。

就学時健康診断でございますが、10月10日に新入学児童就学時健康診断を実施いたしました。現在のところ、対象児童数は47人であります。今年度の1年生は現在44人ですので、3人増加となっております。

学校運営協議会についてであります。9月2日と10月31日に2回開催し、新たな取組として中学校のテスト期間に合わせて、小中学校合同の家庭学習強化週間の実施や学校や地域の繋がり強化について協議いたしました。

また、中学校におきましては、一昨日の9日に、1年生59人中16人がインフルエンザA型による発熱や体調不良などで欠席したことから、学校医と協議し、9日の午後から明日12日までの間、学年閉鎖措置をとっております。

次に農業高校関係ですが、10月7日に農業コース30人の生徒が白石農園において、スマート農業の自動コンバインの収穫作業見学と高校生2人によるデモンストレーションを行いました。

また、別紙の行政報告に記載しておりますが、去る10月21日に北海道教育委員会佐藤教育長宛に要望書の提出を行いました。当日、佐藤教育長につきましては、文部科学省に急ぎよ上京中ということでございまして、代わりに池野総務政策局長に要望書を提出いたし

ました。

要望者は、熊田町長、笹木町議会議長、安中新十津川農業高校教育振興会長、宮本ピンネ農協組合長、伊藤商工会長と私の6人でございます。

要望内容は、農業高校校舎の早期建て替えについてでございます。同高校の校舎は、昭和37年に建築した旧新十津川中学校校舎であり、築57年が経過し老朽化が著しい状況であり、とりわけ普通教室棟においては、今年6月に建物の診断結果で、施設の長寿命化ができないことが判明いたしました。このことから、農業をはじめ、介護、福祉など数多くの人財を育成している同高生徒や教職員が安全で安心して学べる環境の整備が喫緊に必要と考え、要望したものであります。

また、この要望を受け、11月15日に北海道教育庁施設課長、道立学校グループ主幹、空知教育局次長、同じく道立学校運営支援室長の4名が新十津川農業高校に来校され、校舎や実習棟など施設の状況確認をしていただきました。

次に、記載はしていませんが、昨日12月10日現在の農業高校の3年生の進路状況についてお知らせいたします。生徒数は28人ですが、そのうち進学希望者は10人中9人が内定してございます。就職希望者は18人で全員が内定してございます。また、18人の就職内定者のうち2人が町内に就職予定でございます。進学と就職を合わせた内定者は、27人で、内定率96パーセントであり、前年度より生徒数が少ないこともございますが、昨年同期は80パーセントでございましたので、比較すると良い結果となっております。

学校給食センター関係ですが、昨日学校給食で、母村との絆給食を実施いたしました。今年、初めて十津川村産八ツ頭里芋26キログラムを納品していただき、けんちん汁とJAピンネゆめぴりか生産組合から寄贈いただいた新米のゆめぴりかを給食に提供いたしました。

また、秋に収穫された農産物として、10月16日に生きた野菜の会から玉葱^{ねぎ}60キログラム、17日にJAピンネ玉葱生産部会から玉葱200キログラム、また、今ほど申し上げたとおり、11月7日にJAピンネゆめぴりか生産組合からゆめぴりかを120キログラムの寄贈をいただきました。

11月21日に雨竜町理事者、町議会につきましては全員で構成する行政常任委員会の皆さん、また、管理職を含め15名が、平成27年から雨竜町の小中学校に学校に給食の提供を開始をしておりますが、初めて給食センターにお越しいただき、施設確認と給食の試食をしていただきました。給食については、とても美味しいと評価をしていただきました。

社会教育関係ですが、12月4日に第2回社会教育委員の会を開催し、社会教育関係施設の前期利用状況報告と社会教育事業の前期の振り返りを行いました。

続きまして、通学合宿の関係です。

11月12日から16日までの間、規則正しい生活習慣や学習習慣を身に付けることを目的とした通学合宿をふるさと公園ヴィラトップで行い、小学6生27人が参加いたしました。自分達が立てた計画をグループ単位で協力して行い、共に宿泊し全員で登校する生活を送りました。

6ページをお開き願います。

町民音楽祭は10月26日に12団体が出演、また、文化祭芸能部門は13団体が出演し、日頃の練習の成果をゆめりあで発表いたしました。芸能部門では、初めてスポーツクラブのダ

ンス教室の小学生が出演し、見事なダンスを披露いたしました。

また、町民文化祭展示部門を11月1日から4日まで18団体、5個人が出展し、開催いたしました。特別展示として町内在住1級建築士の大関隆志さんが制作した公共施設などのふるさと模型展を行い、多くの町民が鑑賞されました。

次に、文化施設のかぜのび、開拓記念館は、10月31日をもって閉館いたしました。また、体育施設の温水プールが10月3日に、サンウッドパークゴルフ場は11月4日に、ピンネスタジアムなどの屋外体育施設については、11月14日をもって、それぞれ営業を終了いたしました。

また、そっち岳スキー場についてでございますが、去る12月7日、新十津川町スキー連盟主催による安全祈願祭を執り行ったところでございますが、昨日、今日の雨により明日12日のオープンを延期することといたしました。今後につきましては、積雪の状況を判断してオープン日を定めたいと考えております。

次に、9月28日から30日までの3日間、ファイターズスポーツキャラバンを行い総勢910人の参加がありました。ファイターズアカデミーコーチ、マスコットフレップ、ファイターズガールによる野球教室、新十津川駅訪問、保育所、幼稚園、かおる園訪問やコンサドーレサッカーコーチによるサッカー教室、レバンガコーチによるバスケット教室を行いました。

また、河川敷を歩くウォーキングには、町民222人がファイターズから贈呈されましたおそろいのユニフォームを着て参加し、スポーツの秋を満喫いたしました。

11月17日には、体育協会50周年を記念して、ゆめりあで元プロ野球選手の森本稀哲さんのスポーツ講演会が会場満席の中行われました。森本さんは「自分を信じて頑張ることの大切さ」を語りました。

9ページに移りまして、新チームとなった新中野球部が、9月20日から滝川市営球場で行われた第16回北海道中学校軟式野球選抜選手権大会で、滝川江陵中学校、滝川開西中学と3校で合同チームで出場し、チームワーク良くベスト8の成績を収めました。

スラックラインでございますが、9月28日から東京都で行われた日本オープンスラックライン選手権大会で、新小6年の山森さほさんがジュニア女子の部で3位の成績を収めました。

10ページをお開き願います。

図書館関係で、図書館の利用状況についてでございますが、貸出冊数、貸出人数ともに昨年同期より減少している状況でございます。

また、特別事業として11月10日に奥山淳志「庭とエスキース出版記念トーク&スライドショー」を行いました。これはふるさと公園隣接地で、自分で丸太小屋を造り、ほぼ自給自足の生活をしていた故井上弁造さんの生き方に感銘を受けた岩手県在住の写真家奥山さんが、弁造さんと14年間交流を深め写真文集を出版した目的や、弁造さんが生前、個展を開催したいという夢を実現するために図書館で行ったものであります。

当日は、地元総進区はじめ、多くの町民、さらには、全道各地から81人の参加があり、奥山さんの熱い思いに耳を傾けていました。

その他であります。10月8日、9日の2日間、新中の2年生2人が、また、11月6日、7日の2日間は滝川西高等学校2年生が2人がインターシップで職場体験をいたしました。

以上を申し上げまして、令和元年第3回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

（午前11時53分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 日程第7、一般質問を行います。

先例にしたがい、通告順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

3番、進藤久美子君。登壇の上、発言をお願いします。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行わせていただきます。今回は町長に一般質問させていただきます。

内容につきましては、公営住宅への入居に関する取扱いについてでございます。

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなども踏まえると、今後、公営住宅の入居に際して、保証人の確保が困難となることが懸念されるとして、国土交通省では、公営住宅管理標準条例案を改正し、保証人に関する規定を削除しました。

これにより、住宅に困窮する低額所得者に対する的確に公営住宅が供給されるよう、特段の配慮をお願いする旨の通知が、平成30年3月30日付で国土交通省住宅局から出されているところであります。

本町では公営住宅に入居の際、連帯保証人を2名と規定しているところですが、このようなことを受け、その取扱いについて町長はどのようなお考えをお持ちになっているのかをお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、状況についてお知らせをしたいというふうに思っております。

公営住宅制度は、戦後復興期における住宅ストック量の絶対的な不足の解消を果たすものとして創設され、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力をして、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を生活困窮者に供給することにより、住民の居住の安定に大きな役割を果たしてきました。

本町の公営住宅は11月末現在で360戸53棟を管理しており、入居戸数は325戸、空き家戸数は35戸となっており、入居率は90.3パーセントとなっております。

ご質問にもありますとおり、急速に進展しております少子高齢化、核家族化により入居者の高齢化が本町においても進んでおり、世帯全員が60歳以上である高齢者世帯は169戸、全体の52パーセント、そのうち単身世帯が103戸、全体の31.7パーセントを占めて

いる現状でございます。

全国的に身寄りのない単身高齢者等が増加をしており、公営住宅の入居に際して、連帯保証人を含みます保証人の確保が困難となることが懸念されることから、国土交通省は地方自治体に示している公営住宅管理標準条例を改正し、保証人の欄は削除されたところがあります。

この件については、質問の中にも触れられていたとおり平成30年3月30日付で国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知により通知を受けており、市町村においても地域の実情等を総合的に勘案して、適切な対応を依頼する旨の内容でございました。

本町におきましては、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例第12条により、入居決定者と同程度以上の収入を有する者2人の連帯保証人が必要である旨規定しており、そのうち1人以上は、町内に住所を有する者としております。

保証人を求める理由としては、人的担保としての法的効果、入居者への家賃納付行動への意識づけの付随的効果を得るものであります。他にも緊急時の連絡先確保、身寄りのない高齢者死亡時の家財等処分への対応をお願いする場合もございます。家賃の収納を原課で実施している本町においては、家賃滞納者との折衝の際に保証人というのは非常に効果的であり、実際に保証人へ請求することにより、入居者から納めてもらうことに結びついたケースもございます。

また、先ほども申しましたが、単身高齢者の方が増えているなかで、トラブル発生時のリスクが非常に大きいことから、保証人に関する規定を削除することは現在のところ考えていないことを申し上げ、3番議員さんの質問に対する答弁といたします。

○議長（笹木正文君） 再質問を許します。

○3番（進藤久美子君） 町長の答弁では、今のところ保証人の削除は考えてないというご答弁でした。保証人を削除するに対しては、やっぱり様々な問題が出るのも、私も認識しているところでございますが、ちなみに、この通知を受けて連帯保証人に関する規定を削除したいという方向性に進んでいる自治体もあります。空知管内においては、赤平市、芦別市。芦別市においては、この第4回定例会に条例を改正し、来年4月実施に向けて動くというそういう状況もございますし、また、北海道においても第3回定例会に条例を改正して、来年4月に実施に向けて走り始めているというふうに、そのように伺っているところでございます。

そういうふうにもいろいろな壁を乗り越えて、これ本当に市民のためって言うか、道民のために動いてる自治体もあるっていうことも、町長には知っておいていただきたいっていうふうに思っているところでございます。

通告書にもありますとおり、本町では公営住宅入居の際に連帯保証人が2名というふうになってると思います。1名は本町在住の人が1人というふうに規定をされております。この町内在住の方に保証人を求めている自治体は、本町のほかにも奈井江町、北竜町があると思います。このように本町に在住者を求めているということに対して、町長は、平成29年第1回定例会の西内議員の一般質問の答弁で、連帯保証人は家賃等の連帯責任を負う義務となっており、入居者に緊急事態が発生した場合、迅速な対応をお願いすることがあります。そういったことから2名のうち1名は町内在住者としているという答弁をされたと思います。

しかしながら、長年公営住宅に住んでいらっしゃる方でも、保証人が地方に転居されたり、また、お亡くなりになったときに関しましては、特段の配慮をいただいて、新しい町内在住者の方に保証人を求めているというそういう事例もあることを認識しております。そのようなことをしていただけるのであれば、別に町内に住んでいる人1人を保証人にするのではなく、2人保証人を付けてても町内でなくて、町外の人も保証人を2人立てればよいというそういう方向性の連帯保証人のあり方について、町長はどのようにお考えになっているのか。

また、今までどおりこの町内にいる人が保証人にならなかったら、町営住宅には入れないというそういう規定をそのまま続けていくお考えなのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをしたいと思います。

最初に二つの町が、二つ、三つの町というふうに質問の内容では言うておりましたけれども、私どもの方でも担当課に調べをしていただきました。

そうしますと今、二つの市が4月から廃止するというので聞き及んでございます。それで、担当者が確認をしたところ、指定管理者制度で運営をしており、家賃の収納においては指定管理者が、滞納分については個人に委託をしており、保証人への家賃請求もしていないとのことで、保証人を廃止しても影響は少ないという判断から、その二つの市においては保証人を廃止したと。

ですから、それぞれの自治体の実情によって家賃の滞納が生じた時の対応処理、そういうものの考え方が違うと。

新十津川町は、町で直接建設課が担当して、その公営住宅の入居者に対し、そういうことが発生した場合には、滞納が生じないようにいろいろ調整をさせていただいているという状況になっており、3番議員もご承知のとおり、収納率も高くなっているということも、そういうふうに担当者と入居者がそういった形の中でしっかりお互いの責任と役割、そういった中で対応しているということでございます。

また、空知管内の他の22の市町の状況においても、継続は10の市や町、現在検討しているところは12の市町ということ聞いてございます。ですから、現行の連帯保証人を置く、それぞれ置くと考え方が10の町があるということでございますので、それはその町があるからうちがどうのこうのという影響はするわけではございませんけれども、うちの町の考え方として、連帯保証人を置いて適正に公営住宅の管理を執行していきたいという考え方でございます。

今ほど、町内の保証人1人いるのを町外2人でどうだろうかという質問だったというふうに思いますけれども、今、現況届とって毎年1年に1回、現況状況を確認をさせていただいております。その際に連帯保証人の関係についても、担当課の方で確認をさせていただいて、万が一、転出だとか、亡くなった場合もございませぬけれども、そういった中の状況においては、連帯保証人を補充をさせていただくようにしてございますので、逆に、今まで何年か住み続けることによって、町内の人とのつながりだとかが出てきていることが多いことから、町内の保証人には、特にそういう影響なくしっかりと入居者も町内の保証人

1人、そして、2人の保証人を担保をしていただいているという状況になっておりますので、町外の者2人でいいということには今のところ考えておらず、以前、7番議員から質問があったように、緊急的なですね、やっぱり人命の対応にもつながってまいりますので、やっぱりガラスを割って入居をするというよりは、その連帯保証人のやっぱりいろんな状況を確認しながら、連絡調整はスムーズにあって、その人方の入居の安全、そういったものを確保をできるように、できる限り適正に公営住宅の維持管理に努めていきたいということを考えておりますので、従前同様町内1人を含んだ連帯保証人2人という考え方は変わることはございませんので、そのことを申し上げ再質問の回答といたします。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

再々質問を許します。

○3番（進藤久美子君） 町長のご答弁されてることは理解できるんですが、やっぱり町の子育て支援だったり、高齢者支援だったりっていうのに共感を得て、ほかの市や町から新十津川の方の公営住宅に入居したいっていう方もいらっしゃるしまして、そのときにはやっぱり、町内に保証人がいなければならないっていうことが、やっぱり町外の方からしてみれば大きなハードルなんですね。

ですから、そういう子育て世帯の人達とか、高齢者の方達が新十津川に来て、また住み続けていただいて、子どもを持つ方々が町営住宅に住んでいただいて、その次、良いなと思ったら中古住宅、また、新築住宅を建てていただいて、本町に住んでいただくというそういうサイクルをつくっていただくためにも、ぜひ、この町内の保証人をこれからも何とかしていただけるように私としても、勉強を重ねていきたいと思っておりますので、町長の方も何とかその保証人のことについても、迅速な対応というか、前向きな対応をしていただければありがたいなっていう気持ちで、今回一般質問させていただきました。

これからも、この町営住宅の問題については様々な問題がございます。また、勉強を重ねて次回の定例会にこのことについても勉強を重ねていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 3番議員の質問にお答えしたいと思います。

高齢者だとか、子育て世帯の方々の入居について、町内の人は難しいのではないかという趣旨というふうな受け取ったの回答をさせていただきたいというふうに思います。

新十津川に高齢者が住みたい、もしくは、子どもを持っている家庭が新十津川に住みたいっていうその動機という部分においては、想像するに当たって、うちの子育て支援センターだとか図書館だとか、子どもにかかわるどこかに来ていただいて、新十津川がこういう町だから、新十津川の子育て支援だとか、良い環境ということを理解した中で住みたいというふうに思う方がいるのではないかなってお察しします。

そういった中では、そういう場所に来たときに、新十津川の人との交流があって、そういう住んでる人の声を聞いて、だから住みたいんだなっていうふうに感じていただいて、その公営住宅に入居したいというふうに動機付けになると思います。

ですから、そういう動機付けになったときには、町内の人との触れ合いがあるということになりますから、そういう町内の人との触れ合いをうまく活用して保証人になっていただ

くだとか、そういったことは十分可能であるというふうに考えますので、そういったことをうまく活用して、公営住宅に入居を希望する場合は、町内の保証人になってもらう、そういったことをうまく、そのお互どうしでありますから、そういったことを関連しながら、ちゃんと公営住宅の入居基準に適合するように申請をしていただくように、逆にそういったことをお勧めしたいというふうに思いますので、そのことを申し上げ答弁いたします。

○議長（笹木正文君） 以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

次に、2番、村井利行君。登壇の上、発言をお願いします。

〔2番 村井利行君登壇〕

○2番（村井利行君） 議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきたいと思えます。

今回は、本町の地域公共交通について、熊田町長にお尋ねをしたいと思えます。

このテーマを取り上げさせていただいた理由については、まず簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

議会では10月より広報広聴常任委員会での広聴活動の一環として、町民の皆さまの声や意見、要望等に耳を傾け収集をすることで、町の課題を把握して、その課題に対して議会がどのように考え行動して、その結果がどうなったかを町民の皆さまにお伝えするという、基本的な考えをしまして、意見交換会を開催しております。

今までも議会報告会という形で住民の皆さまとの意見交換は実施しておりましたけれども、今年から少しスタイルを変えまして、議会報告会からくるま座ミーティング、あるいは、かたるベサロンという名称で、お茶を飲みながら参加者が本当に話したいテーマについて自由に意見を出し合う、いわゆるワールドカフェ方式のミーティングを実施しております。

各行政区に訪問して開催するくるま座ミーティングを10月から来年の3月までに8回、これ合同区の所が3か所ございますので8回、その他に全町民を対象にしたテーマ別くるま座ミーティングと、あと、かたるベサロンがございます。

これは改善センター等に我々議員が待機をしておりまして、そこに町民の皆さまが来ていただき意見交換をする。それぞれ3回ずつ計画をしております。合計で14回、これらのミーティングを企画いたしました。

既に行政区別くるま座ミーティングについては6回、これ8行政区について行いました。あと、テーマ別くるま座ミーティング、かたるベサロンを各1回ずつ実施をしております。結果、延べ人数にして150人強の住民の皆様にご参加をいただきました。

今回の一般質問については、これらの意見交換の席上ですね、最も関心の高かったテーマを質問させていただきたいと思えます。正に、まちの声とでも言いましょうか。

今まで開催した意見交換会で最も町民の皆さまから関心が高かったテーマとしては、冒頭申し上げました地方公共交通が一番高く、続いては、今年は台風10号、19号と大きな災害がございました。そんな関係からだと思えますけれども、二番目には防災、そして三番目には、町の施設の管理運営、これがベスト3といいましょうか、三つの大きな関心事でございました。

今回一番関心の高かった地方公共交通についてお伺いをしたいと思えます。

ご存じのように、平成15年2月にJR北海道バスが運行廃止して以来、北海道中央バス

が代替運行を開始、滝川沼田線、滝川砂川線、滝川浦臼線、国、道の補助金、運賃収入以外は、沿線市町で赤字補てんということでスタートしたわけでありまして、そのあと、滝浜線が廃止と、沼田町離脱等々ありまして、平成25年4月より今やっております予約制の乗り合い自動車の導入、あと、ふるさと公園線往復5便と、運行内容を順次変えながら今日に至っております。

また、資料によりますと、今後は輸送量の関係で、国の補助、あるいは、道の補助が受けられなくなり、沿線市町の負担が増えることも懸念されて、負担を増やしても運行するのか、あるいはまた、他の方法を検討するのか、各市町で協議と、最短でも令和3年以降とし、お互いに情報を共有するとあります。

今の中央バス、あと、乗合タクシー、ワゴン、当時の制度設計にした時点では最良の形だったと私は思います。しかし、現在、各行政区を回って意見交換をしてみますと、住民の皆さまは、あまり満足してないと。先々、車の運転ができなくなると思うとですね、むしろ不安すら覚えるというご意見も多数出ておりました。

町政執行方針では、現状の地域公共交通を更に発展させるべく、より利便性を考慮した新たな交通体系の検討を進めていただいているところでございますけれども、そんな状況を踏まえてですね、今後の考え方、方向性について、熊田町長にお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、2番議員の質問にお答えをいたします。

町民の一番関心の高い、いわゆる地域公共交通という趣旨からの質問ということで、今質問の内容にありましたように、平成15年のJR北海道バスの廃止から質問の中にも触れていただき、それぞれの時代に応じて必要な改正、見直し、そういったものを取り組みながら、より今、利用者が安心して利用しやすい環境に努めてきたところでございます。

今の現状の利用状況について少し説明を加えたいと思います。

平成25年と平成30年を比較をしてみますと、乗合タクシーでは、乗車人数の減少が見られますが、乗合ワゴンについては107パーセントの伸びとなっております。乗合タクシーについては、利用する地域が限られており、その地域の人口減少とともに利用者も減少しているのではないかと推察をしておりますが、乗合ワゴンについては、中央地区を含め砂川市への移送ということもあり、今年度についても、4月から9月末までで、前年同期と比較しても115パーセントの増となっております、一定の定着が図られているものと認識してございます。

一方で、2番議員さんのご指摘にあるような、便数が少ない、予約が手間というような地域の声があるのも承知をしているところであり、加えて、町内を走る中央バスについては、乗車人数の減少から、国、道の補助基準を満たせず、本町を含め関係市町の負担が増す可能性があることなど、様々な課題がございます。このようなことを踏まえながら町政執行方針において、新たな交通体系の検討を進めてまいりたいと述べさせていただいたところでございます。

現在、新十津川での新たな地域公共交通について計画的に準備を進めてございます。町

内的には、本年6月に地域公共交通活性化協議会において、部会を設置することが承認されておりますので、明年には、部会委員を選任し、協議をすすめることとしてございます。

また、中央バス路線については、関係する市や町とともに前段申し上げましたとおり乗車人数の減少等の課題を整理するとともに、運転手不足という新たな課題に対しましても、今後の状況を見定めながら議論を進めることとしてございます。

とりわけ、中央バス滝川浦臼線及び滝川北竜線については、それぞれの構成自治体も違いますし、中心市である滝川市から遠方の自治体の考え方次第で大きく変化することとなります。2系統の各自治体の実情、取組など情報共有を図るとともに利用者への影響を少なくしながら、どのような方向性にすべきかをできるだけ早く結論が見いだせるように現在取り進めているところでございますし、そのように取り進めていきたいというふうに考えているところであります。

なお、町内の公共交通については、バス待合所の機能を有する新庁舎を中心とした公共交通体系となるように、現在ある乗合タクシー、ワゴン、中央バス路線のほか、スクールバス、福祉バスなどの移動手段を含めた再編成も視野に入れながら、今後のあり方を検討しているところでございます。

現在そういう町内にあるいろんな動きの町民の利活用のバスというものをどうすべきかということを検討している段階にあって、現時点でこのようにしていくということが、今明らかにできない状況になっているということをご理解をしていただきたいというふうに思いますし、この議論の経過については、一定の方向性がまとまりましたら、その都度、議会の常任委員会にお諮りをして、住民の公共交通がどのようになっていくのか、それぞれ議会にもしっかりと説明を加えてまいりたいというふうに考えてございます。

最終的な結論は、中央バス沿線自治体との協議経過によって若干変わる可能性がありますが、新庁舎の外構整備が終了する令和3年の秋を目途に、新たな地域公共交通が開始できるような考え方で今進めているところでございます。

以上、2番議員さんのご質問に対する答弁といたします。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

再質問を許します。

○2番（村井利行君） 今町長のご答弁聞きましたら、もう安心しました。と言いますのは、まだまだこれからの各行政区回りましてね、いろんな意見交換しながら、これは今町がやっているんだっていうことで、胸張って答えられるなど、そんな感じがしております。

一つですね、11月の30日の毎日新聞に、第14回マニフェスト大賞というのがあるんですね。これ日本最大規模の政策コンテストがあるんですけども、兵庫県の西脇市の議会が、地域公共交通網について、その利便性、有効性を自ら何度も実際に乗ってみて確認し、新しい交通網整備についての助言をして、新体制ができ上がったっていう記事が載っておりました。

ここでちょっと意見と言うとおこがましいんですけども、当町でもですね、例えば、行政側さん、我々議員、町民でグループ作って、実際にそのバスに乗ってみて、便利が良いとか悪いのか、こんな確かめ方もあるのではないかっていうことで、ちょっともご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをしたいというふうに思います。

先ほど答弁の中に申し上げましたように、福祉バスだとかスクールバス、そして、中央バス、さらには、今の乗合ワゴンだとか乗合タクシー、そういったものを再検討していきたいというふうに考えておりました、今の段階においては、どれをどうするかというその結論を見出してない状況で、いろんな状況を考えながら、そして将来の利用する人方の状況を見据えながら、いろいろ様々な検討をしているという状況になっているところであります。

そういった中で、今ほどの質問の趣旨にあったように、いろんな現状の路線がどうなっているのかということについて、十分そのことについては、それで私自身というよりそれぞれの担当部局がありますので、行政側としては、それぞれの担当部局の管理する側、管理する側として、どのようなどこに問題点があるかないか、さらには、そういう利用者に対してこのような配慮をしているなど、それは町の当局としては、当然それぞれの担当課を中心に、そういうものを集約して新たな交通体系に向けて、それを検討している最中でございます。

一方、過去の話になりますけれども、議会議員自らも既存の乗合ワゴンに乗って、どのような交通体系になっているのかということ、もう議会議員自らそういうふうに自己研さんというか、自らそういった利便性だとか、その利用の不便がないのかどうかというのは確認をしていただいた経過もございますけれども、そういった様々な年数を経過すると状況も変わってきますから、お互いそういった部分では確認をし合っていくことは、より良い公共交通体系に進んでいくと思っておりますので、それはそれぞれの立場で、いろいろできることはやっただくとは有効なことだというふうに思いますので、私ども、しっかり担当課を駆使しながら現状分析をし、一定のそういうことがお示しできる段階になればお示しをいたしますので、議会側としても、もしそのことが可能であればいろいろそういった状況を確認をしていただくと、その議論なり、内容を深めていくということでは有効であるというふうに考えておりますので、それはそういうことが叶えば、私どもにとってもありがたいというふうに考えておりますので、そのことはよろしくお願ひしたいと思っておりますが、町としてはしっかり全体のことをちゃんと整理して進めていくとを申し上げ、再質問のお答えといたします。

○議長（笹木正文君） 以上で、村井利行君の一般質問を終わります。

次に、5番、小玉博崇君。登壇の上、発言をお願いします。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、議長のご指示がございましたので一般質問をさせていただきます。

今回のテーマにつきましては、将来に向けた協働のまちづくりについてということで質問させていただきますが、先ほど私が研修報告をさせていただいてですね、地方創生の実践塾を経てですね、私自身が今、まちづくりに対しての思いというのが今、ちょっと熱いというかですね、非常に強い思いを感じているものなので、その気持ちが冷めないうちに、町長と良い議論ができればなというふうに思って質問をさせていただきたいと思っております。

まず、2012年に策定された第5次総合計画の計画期間が、いよいよ残すところ2年余りとなりました。地方分権を進める中、総合計画における本町のまちづくりの基本的な考え

方は、みんなで作る、住民参加のまちづくりを目指してきております。

またこの間、2015年には人口減少問題に対し、新十津川版総合戦略を掲げ、様々な積極的な施策を講じてきておりますが、やはりこの社会現象、人口減少には、なかなか歯どめがかからず、また、生産年齢人口の減少による地域経済の低迷や地域コミュニティの衰退などから、町の活性化という面では、厳しい状況が今後更に進行していくのではないかと、いうふうに懸念されているところです。

今後のまちづくりには、住民や民間企業との協働が不可欠であり、新しい発想での新十津川の未来を考え、切り開いていく必要があると感じるとともに、次期総合計画策定には住民の参加ではなく、一歩進んだ参画を進めていく必要があると考えます。

町の課題は行政が解決するという根強い風潮の中、将来に向けた官民協働のまちづくりの実現に向け、仮称、未来の新十津川を考える会を立ち上げ、次期総合計画策定に向け、次年度から協議を進めてはいかがかと思っておりますので、町長の考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にありましたように、平成24年度にスタートをいたしました本町の第5次総合計画は、町の最上位計画として、豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創るいきいき未来をまちの将来像に掲げ、住民の皆さんと町がそれぞれ担うべく役割を定めた中で、共に力を合わせつつ、その取組を進めてまいってきているところであります。

計画策定から間もなく8年となり、社会情勢や行政を取り巻く状況も大きく変化してきておりますので、次なる時代を見据えつつ、新たな町政運営の指針としての新十津川町第6次総合計画の策定に取り組むこととして、令和2年度にその策定に着手するよう指示をしているところでございます。

総合計画の策定に当たっては、まちづくり基本条例に重要な計画を策定する際には、住民の参加を進め、意見が適切に反映できるよう努めること、町民、学識経験者、関係団体の代表者等で構成された審議会等を設置することが謳われており、この基本的な定めにも則り作業を進めていくこととなります。

ただ今5番議員から提案のありました、仮称、未来のしんとつかわを考える会という組織については、住民の皆さまの意向を伺う組織として、必要十分な組織であると考えているところでございますが、現状においては、本町には既に総合行政審議会が設置されており、この審議会の所掌事項として、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定に関することと規定されており、総合計画の策定に際しましては、総合行政審議会を母体として作業を進めることになろうかと思っております。

総合行政審議会の状況をご紹介申し上げますと、委員数は総勢19名で、各団体からの推薦委員が12名、公募委員が7名となっております。委員の構成としましては、男性13名、女性6名、平均年齢58歳、行政区関係の方はもとより、子ども会、老人クラブ、産業、保健福祉、教育分野と、幅広い方面の方々に委員となって頂いております。

総合計画策定に係る審議がなされるということで、これまで総合行政審議会に興味が無

かった方においても、計画策定に向けて意見を述べてみたいと思われる方もいらっしゃると思います。明年秋に、総合行政審議会委員の任期が満了となることから、現委員の方ももとより、新たに興味を持たれた方々にも、次期の委員に手を挙げて頂きたいと考えております。

住民の皆さまのお声を聞かせていただく機会は、総合行政審議会以外にも十分確保して行きたいと考えておりまして、アンケート調査、各種懇談会などにも取り組んでいく予定としております。

とりわけ、まちづくり懇談会につきましては、これまでも地域単位のみならず、同じ世代、同じ環境の方々を対象としても開催をしております、本当に良い意見を頂き、まちづくりに反映させて頂いてきた経過もございますので、総合計画策定に当たっても、新しい発想で新十津川の未来を考え、切り開いていく、そういう斬新な考え方を持つ多くの方々の参加をいただきながら、町の将来のあるべき姿についてお話を聞かせて頂ければと考えているところでありますし、そのことを大いに期待をしているところであります。

5番議員さんの熱い思いは十分私も感じ取らせていただいておりますし、そのように新十津川はいろいろ参画、そして、思いのある方の声を聞きながら、そして、未来に向かってより良い新十津川を築いていきたいということは、私も同様に考えておりますので、そういった形の中で大勢の皆さん方のいろんな考え方を町にお寄せ頂き、新たな総合計画をしっかりとしたものを作りたいと考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問ございますか。

再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 先ほど、仮称、未来の新十津川を考える会というふうに提案をさせていただいたんですが、どのように想定したかなあというふうにもちょっと思っていたんですが、これまでの本町のまちづくりにおいては、様々な審議会や協議会で多くの場面で地域の方が参加はしてきています。ただ、多くの自治体が、このような住民の参加を行う形をしていますが、やはり行政がリーダーシップをとって、それに対して意見を述べるというような参加の仕方が多くの自治体が多く取っているところでした。

私がこの間研修を見てきたところは、ちょっとそういったような感覚ではなくてですね、審議会や協議会、行政が作ったものに意見を述べるという参加というよりは、むしろ町がこういったところを行政が作るよりも、官民一体で作った方が良いなという部分を、いわばプロジェクト化してですね、その計画策定から事業をつくり上げるまで、要は、官民一体で進めるというような取組をしていました。

やはり本町においても、今後、やはり社会現象というこういう大きな波の中で、この町が生き残っていくとか、そういった町にしていくためにはですね、もちろん行政がリーダーシップを発揮する場面、これも絶対大事なんですけれども、やはりその官民協働のまちづくりってところ、いわば参画ですね、参加ではなくて参画、要は、計画策定から事業をどういうふうにしていくか、また、更にそれをどういうふうに進めていくかっていうところを、町民、そういう官民一体で考えていくっていうことが、私はとても大事ななというふうに感じました。

実はちょっと、七尾市の例ではですね、こういったプロジェクトがNPO法人を立ち上

げてですね、まちづくり会社みたいなものに発展していったという経緯も聞かせていただきました。

私たちの町にも、いやこの町でこういったことをしたい、ああいうことしたい、地域おこし協力隊もですね、こういうお店をやってみたい、いろんな思いがあるんですよね。そういったものをやはり人を育てていって、人のビジョンが町のビジョンになっていくような取組というのが、今後の本町のまちづくりの一つの考え方として捉えていくべきではないかなというふうに考えてるんです。

それで先ほど言ったように総合計画は10年、10年未来先の新十津川を描くものですので、これまでの同様の審議会や協議会、要は、行政リーダーシップ型のまちづくりにしていくのか、思い切って官民協働という部分を取り入れていくのかというのは、これは総合計画を策定する上では、ものすごく大切なエッセンスというか、方向性になっていくんではないかなというふうに思いますが、その未来、今後の次の10年間総合計画を作成するに当たって、まちづくりの考え方ですね、官民協働の考え方、今一度、熊田町長にご意見を求めたいなというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは再質問にお答えをしたいと思います。

将来10年に向けての総合計画でありますから、今ほど質問にありましたように、いろんな人の声を吸収したいのは同じであり、その取組方がどのようにしていくのかということの、その手法がちょっと私の考え方と、質問される5番議員の考え方と少しずれがあるかもしれませんが、進む目標は、私は同じだと思っています。

リーダーシップの良さ、町職員は町の行政マンとして、しっかりプロとしてこの町の実態を把握している行政マンだというふうに私は自負をしておりますし、いろんな職員も研修、自主研修、さらには、指定研修、最高の自治大の方にも行って、庁内の職員の約5割に及ぼんとする職員が自治大に行っている、本当にいろいろ研鑽を積んだそれぞれの知識も豊富な職員であるというふうに思っておりますし、これは町の地盤でもあるというふうに、この場で言わせていただきたいと思います。

そのように職員がしっかりやっている、行政マンとしてやっている中で、行政マンが町民の声をいかに引き出すか、官民一体になっていってやっていこうかという手法は、その行政マンがやっぱりプロとして町民の声を引き出したり、町民のどこに困り感があるのかということ把握するのは、やっぱり行政マンとして責任があると思うんです。その行政マンとしての責任と、行政マンがどのように官民一体に取り進めていくのか、ある意味、もう今はいろんなことを協働してやっていかないとできないこととなります。

ちょっと話はずれるかもしれませんが、今年、スマート農業を取り進んでおります。これは、新十津川町内の、いわゆる農業関係団体が一体となって、そして、いろんな候補の中で農業者も1人決めたんなんですけども、それはすべて新十津川が、その新十津川の農業にかかわる方々が一体となって、いわゆる農業専門のグループが一体となって将来の新十津川のスマート農業を進めていこうというふうにやっております。

これは、行政だけが、農協だけがということではなく、やっぱりそれぞれの役割と責務の中でお互いの持つ機能を、お互いがその部分を認め合いながらどのようにやっていくか

という、正にその必要なプロジェクトを官民一体となって今進めさせていただいているのが実態でありますし、そのことは5番議員も、皆さん方も視察をしていただいたとおりだというふうに思います。

ですから、そのこともやるきっかけにおいても、やはりなかなか黙っている状態で、いわゆる町民からその声が出るのを待つと、後手になってくることもあります。やっぱり行政は行政マンとして、やっぱりいろんな情報アンテナを立てながら、どういう制度があったり、どういうふうなことができるかということ、やはりいろんなネットワークを使いながら、専門的にいろんなことを調べている、そういう職員であるというふうに考えておりますから、行政マンの良さをやっぱり有効に活用していくとは、今後10年間の未来をつくる時にも必要な指針をつくる、そういう人材であるというふうに思います。

ただその中で、いかに町民の声だとか、今後に向けた10年先を見据えたときの官民一体となって取り組む事項だとか、町民の声を吸収する、そういう手法はどのようにしていくかっていうことは一番最大の悩みであって、今5番議員の言うような、いろんなそういう官民が一体となって町にこのようなプロジェクト要請したいというような声が出てくれば、それはそれとして、町がどのようにそのことを考え対応できるかという、ちゃんと熟慮して、そのプロジェクトとして掲載できるものと考えておりますので、本当に小さいグループでも、いろんな形の中でも、いろんな提案は真摯に受け止める、そういう受け皿はそれぞれ持っておりますので、いろんな形の中で取り進めていきたいというふうに思いますし、今ほど質問の中にはありましたように、地域おこし協力隊という方は、本当に新十津川に来ていただいているいろんな活動していただいております。今そのことが少しずつ、本当にいろんな経験値が高くなって今花が咲こうとしておりますし、一部もう、つぼみとなっているのも見えております。そういったものをしっかり生かしていくことも、行政としての役割だと思いますし、当然、町民の皆さんの応援もないとそれがつぼみになったままになることもありますので、花を咲かせるためにはいろんな応援団として、いろんな方々の支援も必要だというふうに考えております。

ぜひ、共にいろんなものを前を向いてやってくることについては、私は大賛成でありますので、いろんな形の中で、これからも小さな仲間、大きな仲間をつくるのはそれは自由でありますけども、町としては、ちょっと繰り返しになりますけども、総合行政審議会だとか、まちづくり基本条例という、町の指針、精神がありますから、それに基づいてやっていくことは、町の考え方でありますので、そのことについては再度繰り返しになりますけども、そのことを遵守しながら、町民の声、官民一体の声を十分に酌みながら総合計画をつくっていくことを申し上げ、再質問の答えといたします。

○議長（笹木正文君） 再々質問は。

再々質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 私もですね、新十津川の役場の職員は、ものすごく皆さん頑張って地域でリーダーシップを凶っている。もう本当に、課題解決を声を聞いて、事業の組み立ても一生懸命やっているっていうのはすごく実感するんですが、もう一つやっぱり必要なのは、コーディネート機能なんですね。リーダー格というか、コーディネート機能で、やはり町にある外部的な視点で価値を見つけ出す、それは物も人もそうですけれども、そしてそれをうまくつなぎ合わせる、そして組み立てるという役割をする人が、なかなか今、

本町にはいないのかなあというのをすごく感じているんですね。

ですから、そういったものもしっかり踏まえて、そういったものがないとなかなか町民も、本当にこのまちづくりに、確かに意見を言う場はパブリックコメントだとかもいっぱいありますので、場はあるんです。ですけれども、本当に町民も一緒になってこのまちづくりをやっているっていう感が、意外とまだちょっと薄い。役場がやっぱりその部分は、しっかりリーダーシップをとっているからかなというふうに感じるんですね。

やっぱり次の総合計画、また、総合戦略については、やはり役場が、自分達でつくった目標達成できない、それに対して、また役場だけで、職員だけで悩んで、また、考えていくというよりは、一体となって本当に新たなこの計画を達成したら、こんな町が待っているんだよっていうことを共通認識をしたプロジェクトの中で進めていくことの方が、より実効性のある計画になるのではないかなというふうに思っております。

私前回、総務民生常任委員会で、今回、総合戦略の見直しが図られました。私はちょっとその時にお話しをさせていただきましたが、一番最初できたときの総合戦略は、とってもパワーを感じたんですね。高い目標に対して頑張るぞっていう。それはもう世の中、総合戦略という言葉で湧き上がった時だったんですが、この間の見直しを見るとですね、やはり達成が難しいものは下方修正していったというところ、これは私は、ちょっと残念だったなあというのを感じています。

今回は、総合計画の最終年に総合戦略の最終年を合わせるという意味でのマイナーチェンジだったので、これは致し方ないかなと思いつつも、今度はずいぶん、やはり下方修正するというよりは、それに達成できないんだしたら、取組を変えていくというような、そういったような計画にしていくべきではないかなというふうに思いますが、今回の下方修正も含めてですね、その計画のあり方、それに対して最後、町長からお話を聞きたいなというふうに思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは5番議員の再々質問にお答えをいたします。

いろんな町民の声は聞く、そして、いろんな組み合わせという部分でも、総合行政審議会の、先ほど言った委員の中で、いろんなことが起こりうると思って期待をしているところであります。

ですから、本当に若い人がいたり、経験者がいたり、そういった中でやっぱり新十津川をより良くしていこうっていう声をうまくまとめていきたいというふうに思っています。

そういう中で有機的なやっぱり、いろんな核分裂ではないですけども、やっぱり新たな発想を持っている人方と、新たな視点、そして、現状の深掘りをしている人方だとか、いろんな人がいると、物事がいろいろ良い方向に提案をしていただくだとか、そういったことはできるといふふうに考えておりますし、職員は職員としてやはり現状分析をしっかりしていく、そのことが課題解決のやっぱり近道だといふふうに考えております。現状分析をして、それぞれの現状にどういう状況になっているかというのを確認していかないと、将来はやっぱりちゃんと確認できないっていうのか、把握できないことが多いわけですから、そういったものではやっぱり職員の持てる知識なり、自分の役割としてプロ意識を持ってやってる、そういったものを有効に活用してもらって、そして、町民からは新た

な発想だとか、新たな考え方、それでどのようにやっていくことが良いのか、特に民間は民間の経営ノウハウだとか、今、質問にもありましたつなぎ役というのか、そういうものがうまく活用して、民間の良さとして本当に発揮しているものが多い。

今まさに商工会においても、三者協定を生かして、母村と奈良県と新十津川の新しい商品を開発していただいたり、これはやっぱり民間だとか、そういう商工会だとか、やっぱりそういう民の力が生かされていることが多いと思うんですね。そういったものをより良い意味での総合計画の総合行政審議会の中で、そういったものをうまく発想したり、計画をしていけるようにしていきたいと思っております。

ただ、今ほどコーディネーターが弱いのではないかということが質問の中にあっただと思えますけれども、確かに、コーディネーターを専門的にやるという部分では、確かに、そういう職員は今、福祉に一人、社会福祉に入って、そういう福祉の計画の部分ほどどちらかというと、そういう行政マンは入りましたけど、他はいろんな役場の職員が異動して、異動する今までの経験から人のつながりということはたくさん頂いてるんですね。それぞれ職員個々においても、私もそうですし、たくさんの町民のつながりっていうことがあって今の新十津川になっているというふうに思っております。

更にそういった職員から新しい人のつながり、町民から違った近隣の町村へのつながりだとか、母村とのつながりだとか、奈良県とのつながりだとか、いろんなつながりっていうことは、町民の方もたくさんネットワークがあるというふうに思います。

そういったネットワークの中で新しい新十津川に合った発想を、この総合行政審議会にうまく引き出せるような、そういう考え方のある委員に手上げをしていただくのを大いに望んでおりますし、そういった人方で新しい計画をうまく作っていただきたいと思っております。

さらには、委員になれなかった場合においても、今ほどあったように、やっぱりあとからいろんなパブリックコメントだとかそういったもの提案をしていただき、町民の方ができるだけ多く携わっていただく、町としてもちゃんとまちづくり懇談会だとかいろんな場面、いろんな世代、子どもを持つ親だとかいろんな部分で出て、町としても将来の10年間を考えるために、今の町民で困ること、先ほどの2番議員の質問の地域公共交通もその一つだというふうに考えております。そういったものをしっかり確認をし、行動のできる、そして、将来を見据えた計画に作っていくことは間違いないというふうに思いますし、よりこの計画づくりまで時間がありますから、いろいろ議論が深められるように、いろんな発想を加えながら、この計画がより良いものにしていきたいということ申し上げ、再々質問のお答えといたします。以上です。

○議長（笹木正文君） 以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

ここで、14時10分まで休憩といたします。

(午後2時00分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後2時10分)

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第8、報告第8号、教育に関する事務の管理及び執行の状況

の点検及び評価の結果に関する報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第8号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について、別添のとおり報告する。

なお、内容につきましては、教育委員会事務局長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 後木満男君登壇〕

○教育委員会事務局長（後木満男君） それでは、議長のご指示がございましたので、報告第8号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について、ご説明申し上げます。

別添の平成30年度教育行政事務の管理執行状況点検評価報告書に基づいて説明をさせていただきます。1ページ目をお開きください。

はじめに、この報告の趣旨ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものでございます。

2としまして、点検評価の対象ですが、新十津川町教育目標を総合的指針とし、その重点的取組みを政策の目標として実施した平成30年度の施策でございます。

3の点検評価の方法ですが、新十津川町行政評価システムに基づきまして、その進捗状況を明らかにするとともに課題等を分析し、今後の方向性を示すこととしております。

4としまして、点検評価結果の構成は、（1）施策の目標から次ページの（7）次年度への重点的取組までの7点で、平成30年度の施策ごとに評価を行っております。

2ページから、教育委員会の活動状況を記載しております。

1、教育委員会の開催状況でございますが、定例会12回、臨時会1回、報告件数53件、議案件数4件を審議し、議決いただきました。

報告、議案の案件名につきましては、別添資料1として、定例会、臨時会議案及び報告に議案名等を整理して記載しております。

2としまして、教育委員会委員の活動状況、抜粋でございますが、1年間の教育委員の活動状況を抜粋してまとめたものでございます。先程の別添資料1と合わせて、後ほどお目通しをいただきたくお願ひ申し上げます。

次に4ページ目からの点検評価の結果について、説明をいたします。

政策の目標は、学校教育と社会教育の2つに分けて掲げてございます。

まず、学校教育につきましては、政策の目標を児童生徒一人ひとりの実態に応じた学習

指導により、確かな学力、豊かな心、健やかな体を目指し、生きる力を育むとし、学校教育環境の充実と学校給食の充実という、2つの施策について事業を展開しております。

1つ目の施策、学校教育環境の充実について説明いたします。

施策の目標は、家庭、地域及び学校が連携を図りながら教育環境の充実に努め、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、子ども達の生きる力を育むとしております。

(2)の施策の指標及び(3)の指標の測定方法は、標準学力検査NRTによる検査結果によるものとし、前年度の点数を上回る科目の割合としております。

(4)の目標値及び達成値は、目標値90パーセントに対し、達成値は78.6パーセントとなっております。目標値を下回っておりますが、50パーセントという数値で前年より半分以上の科目が上回ったという見方ができますので、目標値としては高い目標を掲げているというところでございます。

評価といたしましては、アといたしまして、現状と分析では、小学3年生から中学3年生の7学年中、国語が6学年、算数、数学で5学年が前年度を上回っております。

また、町民アンケートにおいては、重要度、満足度ともに平均値以上で、町民の関心度が高い施策となっております。

イといたしまして、問題、課題点としましては、基礎基本的な学習内容の定着化を進めるため、家庭における学習習慣の定着化やテレビやゲームの時間短縮、十分な睡眠時間の確保など生活習慣の改善とともに、新学習指導要領に対応する環境を整備していくことが必要としております。

6としまして、施策展開の方向性としてしましては、基礎的な知識や技能に加え、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など幅広い学力を育てるため、学習支援サポート、学力向上推進講師の活用や長期休業中のやまびこを継続し、きめ細かな学習指導を行うことや、ICT環境の充実などを掲げており、(7)次年度への重点的取組としてしましては、実施設計に基づく小学校敷地の整備やプログラミング教育の環境整備などを挙げております。

続いて二つ目の施策、学校給食の充実です。

施策の目標は、新鮮で安全、安心な町の農産物により学校給食の充実を図ると共に、学校給食を生きた教材として活用し、正しい食習慣の指導など、食育の推進に努めるとし、

(2)施策の指標及び(3)指標の測定方法は、学校給食における生鮮野菜の町内産使用割合としております。

(4)目標値及び達成値ですが、平成30年度目標値41パーセントに対しまして、達成値43.5パーセントとなっており、目標値を達成しております。

評価としましては、現状と分析として、新鮮で安全安心な生鮮野菜を食材として使用し、地産地消を積極的に推進するため、町内や雨竜町産農産物などを取入れた学校給食の提供に努めています。

また、栄養バランス、個々に必要な摂取エネルギーを学ぶことのできるバイキング給食や郷土の食文化を活かした美味しい給食、満足の得られる給食の提供のほか、食への理解を一層深めることができるよう、各学年に応じた食育学習を行っております。

現在、給食費の未納者はございません。

問題、課題点としましては、地元の生産者団体や農業高校等と連携し、町内産野菜の使用重量の目標値は達成しておりますが、本町の作目や年度ごとの生育状況、また、収穫時

期と給食提供時期の違いなどにより、メニュー構成、また使用割合の増加のために、更に検討、工夫が必要としております。

具体的には、品目として、給食は、キャベツ、白菜、人参、大根等の利用頻度が多いのですが、地元生産が少ないということなどが挙げられております。これらの安定的な確保のための工夫が必要ということとなります。

(6) 施策展開の方向性としましては、引き続き地元で栽培された生鮮野菜や、地元の加工品を中心に使用した学校給食を提供し、おいしいバリエーションに富んだ学校給食を提供することなどを掲げて、重点的取組としましても、食育学習の推進と地産地消及び郷土の食文化を取り入れた学校給食の提供を継続することとしております。

続きまして、6ページをお開きください。

社会教育でございます。

社会教育は、政策の目標を、それぞれの年代に応じた学習機会を提供し、住民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己実現を図ることができる環境づくりに努めるとして、社会教育活動の推進、青少年健全育成の充実、読書活動の促進、文化活動の促進、スポーツ活動の促進という5つの施策について、事業を展開しております

まず、施策名、社会教育活動の推進でございます。

施策の目標は、住民一人ひとりが生涯にわたって自主的に学ぶことができるよう、年齢や学習ニーズに合った学習機会の提供に努めるとし、施策の指標及び指標の測定方法は、体験学習事業の参加率としております。

目標値、達成値でございますが、平成30年度目標値70パーセントに対しまして、達成値は84.3パーセントと目標値を達成しております。

評価としましては、現状と分析として、町民アンケートでは、重要度及び満足度は7割程度で安定しております。団体会員の高齢化により、活動が縮小されることが危惧されておりますが、子どもを対象とした体験講座は高い参加率を保っているという状況でございます。

問題、課題点としましては、生涯にわたって自主的に学ぶ機会の推進、各種団体の活動支援が必要となっているところでございます。

施策展開の方向性としましては、各団体や各委員と社会教育グループとの連携により、生涯学習のきっかけづくりとして、体験事業の開催や情報提供を進めるとともに、女連協等各団体の指導や支援を行うこととしております。

また、役場の新庁舎完成に向けては、高齢者の生きがい活動の取組体制構築について、令和3年度に向けた検討、準備を進めることとしております。

次年度への重点取組としましては、130年記念事業の実施、かぜのびの防虫対策、高齢者生きがい活動の把握、準備を挙げております。

続いて、2点目の施策名、青少年健全育成の充実でございます。

施策の目標は、学校、家庭、地域住民等が互いに連携、協力し合い、地域における子どもの見守り体制を整えるなど、青少年の健全育成に努めるとし、施策の指標としましては、青少年の健全育成に対する満足度としております。

指標の測定方法は、住民アンケートにおける、高い、やや高い、ふつうの回答の割合とし、目標値、達成値は、目標値77パーセントに対し、達成値77パーセントとなっております。

す。

評価としましては、現状と分析では、町民アンケートにおいては、重要度、満足度は前年度に比べやや減少しているという状況でございます。

現在は、子ども会育成者連絡協議会や青少年健全育成町民会議、少年団活動が中心となった取組を行っているところでございます。

問題、課題点としましては、子ども会の新規会員の勧誘や会員の確保のための工夫はしているところでございますが、役員の担い手不足、少年団活動の活発化などについて、活動状況としては少し厳しくなっております。

施策展開の方向性として 青少年の健全育成活動や子どもの見守り活動など、学校、地域、行政が一体的に連携を図れるよう各取組の支援を行うものとし、次年度への重点取組として、コミュニティスクールとの関連を整理しながら、青少年の健全育成に関わる団体と連携し取り組んでいくこととしております。

続いて、3点目の施策名、読書活動の促進です。

施策の目標は、子どもの活字離れ、読書離れ、住民の図書館利用の減少が見られることから、本に親しむ環境の整備を進め、住民の読書習慣の定着に努めるとし、施策の指標は、住民の利用率とし、測定方法としましては、町内の貸出冊数を人口で割った、町民一人当たりの貸出冊数としております。

目標値、達成値ですが、平成30年度目標値6.5冊に対し、達成値は6.9冊となり、目標値を達成しております。

評価としましては、現状と分析では、町民アンケートでは重要度は平均値を下回り、満足度は平均値を上回っているという状況です。図書館では、多くの町民に利用してもらうため、読書に親しむための機会の提供、啓発事業を実施しており、町民の利用者数、貸出冊数は減少しておりますが、町民1人当たりの貸出冊数は、目標を上回っているという分析でございます。

問題、課題点としましては、図書館利用が楽しめる仕組みづくりや、幼児期における読書活動機会の充実が必要であります。また、読み聞かせのボランティアが不足しているという状況でございます。

施策展開の方向性として、利用者全体が楽しく快適に利用できる図書館運営や絵本ふれあい事業を中心とした、幼児期の読書活動の充実等を掲げ、次年度への重点取組としましては、現在、令和2年度から令和6年度までの第3期子ども読書活動推進計画を策定しておりますので、この計画に沿った読書の習慣付けと読書環境の充実を図って参るということとしております。

続いて、4点目の施策名、文化活動の促進です。

施策の目標は、住民が主体的に取り組む芸術、文化活動を支援すると共に、住民に感動を与える芸術、文化の鑑賞機会を充実させ、豊かな心を育むとしております。

施策の指標は、文化事業に対する満足度としております。

指標の測定方法は、町民アンケートにおける、高い、やや高い、普通の回答の割合とし、目標値、達成値は、平成30年度目標値77パーセントに対し、達成値76パーセントと1パーセント下回っております。

値といたしましては、現状と分析では、町民アンケートでは、重要度、満足度は前年度

に比べてやや増加しておりますが、文化祭、音楽祭への参加者や鑑賞者の新規掘り起こしが必要となっております。鑑賞事業の来場者が固定化の傾向にあるということとなっております。

施策展開の方向性として、魅力ある芸術鑑賞事業の選定と文化団体の活動状況の把握と支援の継続を挙げております。

次年度への重点項目は、特段設けておりませんが、引き続き、魅力ある芸術鑑賞事業を実施するとともに、文化団体の支援を行って参るところでございます。

続いて、5点目の施策名、スポーツ活動の促進です。

施策の目標は、年齢や体力に応じた様々なスポーツの機会の提供と施設の充実を進めるとともに、各種事業の開催やスポーツ団体の育成に取り組み、生涯スポーツの振興に努めるとし、施策の指標は、スポーツ大会、体験等の参加率としております。

指標の測定方法は、参加者を募集定員で割ったものでございます。

目標値及び達成値は、平成30年度目標値75パーセントに対し、達成値78.7パーセントとなり目標値を達成しております。

評価といたしましては、現状と分析として、町民アンケートでは、前年度と比較して重要度及び満足度は、やや減少傾向にございます。

少子高齢化の影響もあり、体育協会加盟の既存スポーツ団体の活動は少し停滞傾向にございますが、スポーツクラブの活動が活発になってきており、チャレンジスポーツ、ニュースポーツなどへの参加率が高くなってきているところでございます。

問題、課題点としましては、一・一運動、全町民が一日一回の運動をすることの普及促進のためには、体育協会と連携し、個々のニーズに合った運動やスポーツの提供が必要となっております。また、積極的にスポーツに取り組んでいる人と取り組んでいない人の2極化が進んでいることが課題でございます。

施策展開の方向性としては、誰もが年齢や体力に応じて手軽にスポーツ活動に取り組むことができる機会を効果的に提供すること、体育協会等と連携し、一・一運動を推進することなどを掲げ、次年度への重点的取組として、一・一運動の普及促進やスポーツ少年団指導者の確保対策、スポーツ活性化支援員を活用したニュースポーツの普及促進等を挙げております。

以上、報告第8号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告についてを終わり、報告済みといたします。

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第68号、J R 札沼線跡地整備等推進基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第68号、J R 札沼線跡地整備等推進基金条例の制定について。

J R 札沼線跡地整備等推進基金条例を次のように定める。

4 ページをお開き願います。

下段に提案理由がございます。地方自治法第241条第1項の規定に基づく基金を創設するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第68号、J R 札沼線跡地整備等推進基金条例の制定の内容について、ご説明を申し上げます。

この基金は、J R 札沼線、北海道医療大学駅から新十津川駅までの区間の廃線に伴い、J R 北海道から交付される、まちづくり支援金などを一時的に管理し、廃線後の各種事業に充当しようとするもので、第1条は、基金の設置について規定をしております。

第2条は、基金への積み立てでございまして、J R 北海道が拠出するまちづくり支援金並びに同社所有施設の撤去及びその跡地の整備に伴う委託金のほか、基金から生ずる収益、指定寄附金について、基金へ編入することとしております。

第3条は、基金の管理でございまして、金融機関への預金、その他最も確実で有利な方法をもって保管することとしており、第2項において、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる旨を規定しております。

第4条は、繰替運用の規定でございまして、確実な繰り戻しの方法と期間及び利率を定めた上で、一時的に歳計現金として運用できる規定でございまして。

第5条は、基金の処分に関する規定でございまして、基金は、各号に掲げる費用に充てることが出来るとする規定でございまして。

第6条は、規則への委任規定でございまして。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行したいとすることを願います。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第68号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第69号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第69号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

9ページをお開き願います。

下段、提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第69号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

はじめに、本条例制定の付議に至りました関係法律の改正概要について、ご説明をいたします。

次の議案第70号、会計年度任用職員に係る条例制定についても、同様の理由による付議でございまして、本議案と一体的なものとなっております。

まず、地方公務員法の一部改正につきましては、非常勤職員等の適正な任用の確保ということに重きが置かれた改正となっております。

具体的には、非常勤特別職職員として任用出来る職種が厳格化され、現行法では、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職としか規定されておりましたが、新たに三つの要件が明記されました。

一つ目が、専門的な知識経験又は識見を有すること。

二つ目が、当該知識経験、識見に基づき事務を行うこと。

三つ目が、助言、調査、診断といった事務を行うことで、この三つの要件を全て満たす場合にしか、非常勤特別職職員に任用出来ないこととされ、要件に該当しない職種については、全国的に新たに統一された会計年度任用職員としての任用がなされることとなりました。

また、臨時的任用職員についても整理がなされ、臨時的な任用を行っている職員については、会計年度任用職員に位置づけられることとなりました。

次に、地方自治法の一部改正でございますが、会計年度任用職員に対する給付の規定が

追加され、会計年度任用職員に期末手当の支給が可能となる旨の整備がなされました。

このような制度の改正に伴い、本条例において関係する条例8本の改正を行いたいとするものですが、会計年度任用職員という新たな職が、この度の制度改正のキーワードとなりますので、少し概要を説明させていただきます。

まず、会計年度任用職員の定義ですが、一の会計年度を超えない範囲で任用される職員とされております。

次に、任用の形態ですが、勤務時間が常勤職員と同一の時間であるフルタイム任用と、勤務時間が常勤職員に比し短い時間であるパートタイムの任用、この二つに区分されます。

次に、給料などの支給に関してですが、現在の賃金の時給額を基準として、常勤職員の給料表の一部を適用して支給することとなり、学歴免許等及び経験年数に応じた加算措置が設けられます。支給科目は、フルタイム任用職員は給料として、パートタイム任用職員は報酬として支給されることとなります。

次に、期末手当についてですが、会計年度任用職員についても期末手当の支給対象となり、支給率は常勤職員と同じで、現行で年2.6月分となります。

以上が、会計年度任用職員制度の概要となります。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

お手元に配付しております新旧対照表も併せて参照いただきますようお願いを申し上げます。新旧対照表1ページをご覧ください。

第1条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正です。

第19条、現行の非常勤職員が、会計年度任用職員制度での任用となることから、当該職員の給与を条例で定めることを規定する改正でございます。

第2条関係、新十津川町非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、2ページをお開き願います。第1条ということで、現行の非常勤特別職職員のうち、ヒグマ駆除員、行政区長、交通安全指導員、地域おこし協力隊員が、非常勤特別職職員の任用要件として厳格化されることになりました助言、調査、診断といった事務に該当しなくなったことから、別表第1から削るものでございます。

今後、地域おこし協力隊につきましては、会計年度任用職員に移行することとなりますが、行政区長、交通安全指導員、ヒグマ駆除員の方々につきましては、会計年度任用職員に地方公務員法上の服務規定が適用され懲戒処分等の対象となること、また、人事評価の対象となることなどから、本町のみならず全国的な対応として、こういった要件を当てはめる職務ではないとの判断が示されておりました、個人への委託、団体への委託に切り替えていくこととなります。

また、別の条例で設置しております英語指導助手につきましても、会計年度任用職員に移行することとなっております。

第3条関係、職員の分限に関する条例の一部改正。

第3条第4項、心身の故障による休職の規定で、採用の日から年度末までの期間の範囲で適用となる旨の読み替え規定です。

第4条関係、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正。

第3条、減給処分についての規定で、報酬として支給を受けるパートタイム任用職員について、追加規定するものでございます。

3ページをご覧ください。

第5条関係、新十津川町職員等の旅費に関する条例の一部改正。

第1条下線部です。パートタイム任用職員につきましては、旅費の支給ではなく、費用弁償という形の支給を受けることが出来る旨の規定となっております。当該条例の支給対象から外すものでございますが、次の議案第70号の制定条例におきまして、職員等の旅費条例を準用する規定が置かれますので、職務遂行において支障となることはございません。

第6条関係、新十津川町行政区長等設置条例の一部改正につきましては、現行第6条に行政区長の報酬、費用弁償の規定がございますが、行政区長が非常勤特別職職員の要件に該当しなくなることから、削ることとなり、第7条が繰り上がるものでございます。

第7条関係、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、3ページから11ページまでとなっております。

会計年度任用職員については、今後、地方公務員の育児休業等に関する法律が適用され、育児休業取得の対象となることから、育児休業取得に係る諸規定を新たに定めるものとなっております。

11ページをお開き願います。

第8条関係、新十津川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、第3条、任命権者が町長に報告すべき対象職員から非常勤職員は除かれることとなっておりますが、フルタイムの任用職員については、除外しない旨の規定となっております。

議案9ページをご覧いただきたいと思えます。

附則で、条例の施行日でございますが、令和2年4月1日としてございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第69号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第70号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第70号、新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第70号、新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

17ページをお開き願います。

提案理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度を導入するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） ただ今上程いただきました議案第70号、新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の改正がなされ、会計年度任用職員の制度が創設されますので、その運用を始めるにあたり必要となる規定を整備したいとするもので、先ほど上程頂きました議案第69号と同様の理由による条例の制定となっておりますので、制度の概要部分の説明は省略させていただきます。

では、内容の説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨でございます。

第2条は、用語の定義で、第1号は、フルタイム会計年度任用職員で、通常の勤務時間が、常時勤務する職員と同一の時間であるもの。

第2号は、パートタイム会計年度任用職員で、通常の勤務時間が、常時勤務する職員に比して短い時間のものでございます。

第3号は、給与の定義でございまして、フルタイム任用職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム任用職員の給与は、報酬及び期末手当となります。

以下、第3条から第7条までが、フルタイム会計年度任用職員に係る任用規定。

第8条から第17条までが、パートタイム会計年度任用職員に係る任用規定として、各種任用の条件等を定めることとしており、法律的に、あるいは、行政事務的には大きな制度改正となっておりますが、任用される方々の実情といたしましては、処遇、業務内容のうち、新たに期末手当の支給がなされるという改正以外は、これまでと大きな差異は無いものである旨、予め申し述べさせていただきます。

第3条第1項です。フルタイム任用職員の給与に係る規定で、任期が6月以上の当該職員について、給料表の適用、給料の支払い、通勤手当、時間外手当、期末手当などについて、常勤の一般職員の規定を準用するというものです。

なお、期末手当につきましては、在職期間にもよりますが、標準的には年2.6月の支給となります。

第2項は、任期が6月未満のフルタイム任用職員を、6月以上の任用職員とみなす場合、この規定となっております。

第4条、第5条は、フルタイム任用職員の給料表への位置づけに係る規定で、一度、16ページをお開き願います。16ページ下段、別表のとおり、行政職、医療職それぞれ職務の内容、程度に基づき分類することとしておりまして、給料表のどの号給に位置づけられるかは、規則で定める基準によることとしております。

では一度また戻って頂きますので、第6条の部分でございます。

第6条は、給料の端数処理方法について。

第7条は、時間外勤務手当等の計算に必要となる1時間当たり給与額の算出方法についての規定となっております。

次に、第8条は、パートタイム任用職員の報酬額の求め方に係る規定で、第4項、週に38.75時間勤務するとした場合に、フルタイム会計年度任用職員に適用される給料を基準月額として、第1項から第3項により、月額、日額、時間額をそれぞれ求めることとしております。

第9条は、報酬支給に係る支給日、支給対象となる期間などについて定めております。

第10条、第11条は、通勤費用、公務旅行に関する旅行費用の規定で、常勤の一般職員に準じて費用弁償を支給することとして、その算出方法について規定をしております。

第12条は、月額報酬、日額報酬を受ける者に係る報酬の減額についての規定で、勤務しない時間があったときは、その時間分の報酬を減額するというものです。

第13条は、時間外勤務手当に係る規定。

第14条は、規則で定める休日に勤務した場合の報酬支給に係る規定で、常勤の一般職員に準じた額を支給する旨の規定となっております。

第15条は、報酬の端数処理に係る規定。

第16条は、勤務1時間当たりの報酬額の求め方に係る規定となっております。

第17条は、期末手当に係る規定で、任期が6月以上のパートタイム任用職員に、常勤の一般職員の規定を準用して期末手当をするもので、在職期間にもよりますが、標準的には、年2.6月の支給となります。

第18条は、職務の特殊性等により、常勤の一般職員と権衡に配慮する必要がある会計年度任用職員の給料については、別に定めるとする規定でございます。

第19条は、規則委任の規定となっております。

次に、附則でございますが、第1項は、施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行したいとするもの。

第2項は、経過措置規定で、この条例の施行の日の前日まで臨時的任用職員であった者が、引き続き会計年度任用職員として任用される場合に、給料の時間相当額が、従前より下がる場合は、その差額を支給するというものでございます。

最後に、会計年度任用職員へ移行する予定者数でございますが、予算査定前でございます、現段階におきましては、88名を想定しております。

また、本制度の創設により必要となる費用、これも予算査定前でございます、現時点における試算でございますが、全体で約2,300万円、このうち期末手当の支給に約1,300万円、社会保険加入該当者の増加分ということで約500万円と見込んでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第70号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第71号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第71号、新十津川町下水道条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第71号、新十津川町下水道条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正について。

新十津川町下水道条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正条例を次のように定める。

裏面の20ページをお開き願います。

提案理由でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、成年被後見人に係る欠格条項等の改正を行う必要があるため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、建設課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 谷口秀樹君登壇〕

○建設課長（谷口秀樹君） ただ今上程いただきました議案第71号、新十津川町下水道条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

この条例改正案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人等を一律に資格や申請から除く欠格条項が削除されたことに伴い、第1条関係下水道条例では、成年被後見人等に係る欠格要件や手続きを見直し、また第2条印鑑条例では、印鑑登録の資格や手続きの取扱いを見直したことから、所要の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、13ページをご覧ください。

まず、下水道条例の一部改正についてご説明いたします。

第9条の3につきましては、排水設備指定工事店の指定の基準の規定でございまして、第4号の指定の基準の欠格要件のうち、アについて、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に改め、エに新たな要件を加えるものでございます。

次に、第9条の6につきましては、排水設備指定工事店が変更等の届け出を出さなければならない場合についての規定で、指定工事店が欠格要件に該当するに至ったとき、その旨を届け出ることについて、同条に加えるものでございます。

14ページをご覧ください。

第9条の9につきましては、排水設備指定工事店の指定の基準として、責任技術者の専属が必須となっておりますが、その責任技術者の欠格要件の見直しでございまして、こちらも、第9条の3及び第9条の6と同様に改正するものでございます。

続きまして、印鑑条例の一部改正の説明でございまして。

新旧対照表14ページをご覧ください。

第2条につきましては、登録資格の規定で、第2項の印鑑登録を受けることが出来ない者の要件のうち、第2号について意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）に改めるものでございます。

次に、第10条につきましては、印鑑登録の抹消の規定で、第1項の抹消要件のうち第3号について、意思能力を有しない者となったときに改めるものでございます。

次に、議案の20ページをご覧ください。

附則について、ご説明申し上げます。

第1項、施行の日を成年被後見人等の権利に係る関係法律の整備に関する法律の地方公共団体の条例施行期日であります令和元年12月14日からとするものでございます。

第2項、経過措置に係る規定で、この条例の施行の日前に行なわれた処分等については、改正前の条例の規定を適用するというものでございます。

以上、内容のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第71号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第72号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第72号、新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第72号、新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正について。

新十津川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

裏面の22ページをお開き願います。

提案理由です。町が管理する道路の占用料を道路法施行令第19条に規定する国道に係る占用料の額に準拠して改定するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、建設課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 谷口秀樹君登壇〕

○建設課長（谷口秀樹君） ただ今上程いただきました議案第72号、新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

この条例改正案につきましては、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、国道に係る占用料の額に準拠し、町道の道路占用料金を改正したいとするものでございます。

道路法施行令第19条に規定します道路占用料は、算定の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに合わせ3年に1度見直されており、今回平成30年度に実施された固定資産税評価額の評価替え等を反映した国道の道路占用料が、令和2年4月1日から適用となります。

お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、17ページをご覧ください。

別表に記載の占用料金ですけれども、道路法施行令別表の所在地区分中、本町、新十津川町は、第5級地に区分されることから、その金額を準拠して表記しております。これに伴い、本町の道路占用料は、約22パーセントの引き上げとなり、約45万円の増額が見込まれます。

次に、議案22ページをご覧ください。

附則についてご説明申し上げます。

第1項、施行の日を令和2年4月1日からとするものでございます。

第2項、経過措置で、この条例の施行の前日に、許可申請が出されている施行日以後の占用については、改正後の条例の規定を適用するというものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第72号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで15時20分まで休憩といたします。

（午後3時09分）

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午後3時20分）

◎議案第73号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第73号、新十津川町保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第73号、新十津川町保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。新十津川保育園本園舎における増築改修工事の完了に伴う保育の再開により、位置の変更並びに所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表21ページも併せてご参照願います。

本件につきましては、本年第1回定例会において、プレハブ園舎の住所の一時変更をさせていただきました。この度、増築工事が間もなく終了し、12月27日から29日に引越し作業を行い、1月から元の場所での保育が再開されますので、住所を戻すものであり、併せて、保育室の面積が増加したことに伴い、定員を90人から110人に変更をし、条名のずれを修正するものでございます。

なお、附則で、令和2年1月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第73号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第74号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第74号、新十津川町普通河川管理条例及び新十津川町準用河川占用料等徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第74号、新十津川町普通河川管理条例及び新十津川町準用河川占用料等徴収条例の一部改正について。

新十津川町普通河川管理条例及び新十津川町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

27ページの下段、提案理由をご覧ください。消費税並びに地方消費税の税率の引上げに伴う流水占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料の単価の改正を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、建設課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 谷口秀樹君登壇〕

○建設課長（谷口秀樹君） ただ今上程いただきました議案第74号、新十津川町普通河川管理条例及び新十津川町準用河川占用料等徴収条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

この条例改正案につきましては、本年10月の消費税並びに地方消費税の税率引き上げにより、本町が管理する普通河川及び河川法の適用を受ける準用河川の占用料のうち、流水占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料の単価を改定するものでございます。

現在の占用料等は、消費税5パーセントの時代である平成16年度に制定されたものであることから、今回の改正において、10パーセントの差額分の消費税分5パーセントの差額分の引き上げを行うこととしてございます。

消費税8パーセント時代に改定を行わなかったのは、公の施設の使用料の改定と同じ考え方と合わせたことによるものでございます。

なお、河川敷地の占用料につきましては、占用期間が1か月未満のもの以外は、消費税法施行令第8条により非課税となる扱いになります。

では、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、23ページをご覧ください。

まず、普通河川管理条例の一部改正についてでございます。

別表の1の表、流水占用料（年額）ですが、現行の単価を1.05で除した金額に1.1を乗

じて得た金額が、今回の改正案に記載の単価でございます。

23ページから24ページの別表の3の表、土砂採取料その他の河川産出物採取料ですが、こちらについても、流水占用料と同様の考え方でございます。

次に、24ページから26ページの準用河川占用料等徴収条例の一部改正ですが、こちらも普通河川管理条例と同様の考え方でございます。

次に、議案27ページをご覧ください。

附則についてご説明申し上げます。

第1項、施行の日を令和2年4月1日からとするものでございます。

第2項、第3項につきましては、それぞれの条例の経過措置に係る規定で、この条例の施行の日の前に許可申請が出されている施行日以後の占用及び採取等については、改正後の条例の規定を適用するというものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第74号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第75号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第75号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第75号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。消費税並びに地方消費税の税率の引上げに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理手数料の額の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。新旧対照表27ページも併せてご参照願います。

提案理由のとおり、金額を消費税8パーセントから10パーセントに変更をするものでございます。

附則として、施行期日を令和2年4月1日からの施行とするものでございます、

第2項としての経過措置でございますけれども、処理日と料金の取扱いについてを明確化したものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第75号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第76号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第17、議案第76号、新十津川町住宅改修促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第76号、新十津川町住宅改修促進条例の一部改正について。

新十津川町住宅改修促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。失効期限を延長するとともに、助成限度額等を見直し、今後も継続して居住環境の向上並びに町内経済の活性化を促進するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、建設課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 谷口秀樹君登壇〕

○建設課長（谷口秀樹君） ただ今上程いただきました議案第76号 新十津川町住宅改修促進条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

住宅改修促進事業、いわゆる安心すまいる助成事業につきましては、平成27年度の総合戦略の計画に沿って、平成28年度から本年度までの4年間の時限措置として事業を行ってまいりました。この間、多くの町民の皆さんにご利用いただき、住環境の向上と大きな経済効果をもたらしたものと思われまます。

この事業の継続要望につきましては、かねてから多くの町民の皆さま、建設協会からも寄せられ、第2回定例会の町長の執行方針で、次期の対策に向け、実績の検証を行い、内容を検討するとの方針を打ち出したところでございます。

今年度末で事業期間が終了するにあたり、事業の実績を様々な角度で検証し、また、多くの方々からの聞き取り調査などを合わせ、新制度の内容の検討を行いましたので、事業期間の延長を柱とします一部改正条例について付議させていただくものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、29ページ、30ページをご覧ください。

第3条第2項及び第4条第1項を合わせてご説明いたします。

助成金の交付の回数に関する規定でございますが、現行制度では、1回限りの交付であったものを、事業期間中において、2回まで利用できるとしたものでございます。こちらは、多くの方々から要望があった項目でございまして、利用者から見ますと、資金繰りを含めた修繕計画が立てやすくなり、事業者から見ますと、通年施工が可能となり工事の平準化が図られることから、交付回数を2回までといたしました。

第5条、助成金の交付対象となる改修工事第2号ですが、改修工事に要する費用の額の下限額を30万円から25万円に引き下げるものでございます。こちらは、現行制度の利用者

の実績を検証したところ、少額工事が多いことから、更なる利用促進が図られること、また、2回に分けて申請する場合、利用者の経済的負担が抑えられることから、改修工事に要する費用の額の下限額を25万円といたしました。

次のページですが、第7条、助成金の額。

第1項、助成金の限度額を50万円から40万円に減額するものでございます。また、新たに、事業期間中2回利用する場合においても、限度額は40万円までであることを規定したものでございます。こちらは現行制度では、限度額50万円の助成を受け、思い切って利用した方々の優位性を確保すること。また、現行制度において、限度額50万円までに達していない件数が7割あり、限度額を引き下げることの影響が少ないことから限度額を40万円といたしました。

次に、附則第2項でございます。

事業の終了日を令和2年3月31日から令和5年3月31日までとし、3年間延長するというところでございます。

次に、議案書31ページをご覧ください。

附則についてご説明申し上げます。

第1項、施行の日を令和2年4月1日からとするものでございます。

第2項以降は、経過措置で、第2項につきましては、この新条例の規定を適用するにあたり、適用が区分される行為を助成金の交付の申請とする旨を規定したものでございます。

第3項につきましては、現行制度で助成金の交付を受けた旧受給者の新条例の助成金の交付回数を規定したものでございまして、旧受給者でも新たに2回までの交付を受けることができることとし、合計で3回までとするものでございます。

第4項につきましては、改正後の限度額40万円の適用について、旧受給者であっても、新たに40万円まで助成を受けることができることとするため、旧受給者は、1回目を控除しないこととし、2回目と3回目の助成金額の合計額で、限度額を適用させることとするものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第76号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第77号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第18、議案第77号、新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第77号、新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正について。

新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。提案理由でございます。引き続き多子世帯に対する経済的な負担軽減を図り、子育て支

援を進めるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を加えます。お手元の新旧対照表31ページも併せてご参照願います。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴い授業料が無償化されたことから、第9条中にあります新十津川町私立幼稚園就園奨励補助金交付規則が廃止されるため、引用箇所を削除し、併せて新十津川町学校給食費負担金納入条例施行規則の引用箇所も改正するものでございます。

附則第2項中の期限につきましても、令和5年3月31日までに改正をするものでございます。

議案の附則でございます。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

ただし、附則第2項の改正規定は公布の日からの施行とするものでございます。

以上、提案理由と内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第77号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第78号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第19、議案第78号、新十津川町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第78号、新十津川町放課後児童クラブ条例の一部改正について。

新十津川町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。引き続き入所児童の保護者に対する経済的な負担軽減を図り、子育て支援を進めるとともに、新十津川町放課後児童クラブの安定的な運営を維持するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表33ページも併せてご参照願います。

第10条第3項を削除することにつきましては、夏季休暇や学校の振替日など児童クラブを利用する月だけ利用料を支払い、支払っていない月は児童館だけを利用している児童へのメリットとして、毎月利用料を支払うことにより、常に1階の児童館と2階の児童クラブのどちらも利用できることとなり、児童の遊びや活動の充実を図ることができることとなります。

附則につきましては、第3項を加えるものでありますが、これは、総合戦略に基づく子育て世代への支援として、利用者の増加によって狭小となっていた活動場所を拡充すること及び防犯装置や空調設備等の設置について整備を行うなど、放課後児童クラブのより一層の教育環境充実を図る計画であります。本来の利用料の月額3,000円となる来年度以降についても、子育て世代への支援のため利用料を減額したいとするものであり、減額の割合につきましては、来年度以降の利用環境改善なども鑑み、令和2年度から令和4年度

までの3か年の期間において、2分の1の月額1,500円と定めるものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日としてございます。

以上、提案理由及び内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第78号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第79号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第20、議案第79号、新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第79号、新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正について。

新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。引き続き遠距離の高等学校等へ通学する生徒の保護者の経済的な負担軽減を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。新旧対照表36ページも併せてご参照願います。

附則第2項中、令和2年3月31日を令和5年3月31日に期限を延長するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第79号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第80号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第21、議案第80号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第80号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第7号。

令和元年度新十津川町一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億492万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,063万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第7号の内容について、ご説明を申し上げます。

48ページ、49ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

12款、分担金及び負担金。補正額16万1千円。これは、老人福祉施設入所措置費本人扶養義務者負担金でございます。計6,974万3千円。

18款、繰入金。補正額減額の651万1千円。これは、財政調整基金からの繰入金分を一般財源より減じたものでございます。計7億9,333万円。

20款、諸収入。補正額2億97万2千円。これは、JR札沼線廃線に伴うまちづくり支援金2億円と、経営体育成支援事業補助金返還金97万2千円の合計額でございます。計3億9,361万5千円。

21款、町債。補正額1,030万円。これは、河川緊急整備事業債710万円と公園長寿命化事業債210万円の合計額でございます。計9億9,460万円。

歳入合計。補正額2億492万2千円、計73億2,063万円。

次に、歳出でございます。

2款、総務費。補正額2億200万円、計14億1,713万9千円。財源内訳、特定財源その他で2億円、一般財源200万円。

3款、民生費。補正額85万円、計12億6,980万4千円。財源内訳、特定財源その他16万1千円、一般財源68万9千円でございます。

6款、農林水産業費。補正額97万2千円、計5億2,604万2千円。財源内訳、特定財源その他で97万2千円。

8款、土木費。補正額0円。財源内訳、特定財源地方債で920万円、一般財源減額の920万円。

11款、災害復旧費。補正額110万円、計910万円。財源内訳、特定財源地方債で110万円。

歳出合計。補正額2億492万2千円、計73億2,063万円。財源内訳、特定財源地方債で1,030万円、その他2億113万3千円、一般財源減額の651万1千円でございます。

次に、債務負担行為補正について、ご説明を申し上げます。46ページにお戻り願いたい

と思います。

第2表、債務負担行為補正追加でございます。

事項、総合健康福祉センター音響設備更新業務。期間、令和元年度から令和2年度まで。限度額1,051万1千円。これは、ゆめりあホール調整室内の操作卓、アンプ、インカム装置といった音響機器の一部に不具合が生じておりまして、これを更新する場合、発注から3か月程度の期間が必要ということでございますが、新年度の当初予算では来年度実施を予定してございます開町130周年記念式の開催には更新が間に合わないということでございますので、今年度中に発注できるように債務負担行為として補正計上するものでございます。

次に、地方債補正についてご説明を申し上げます。

47ページをご覧いただきたいと思っております。

第3表、地方債補正追加でございます。

起債の目的、河川緊急整備事業債。限度額710万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法については、ここに記載のとおりでございます。これは、本年度一般会計補正第5号で補正いたしました学園沢川本復旧工事費に起債充当するものでございます。

次、記載の目的、公園長寿命化事業債。限度額210万円。起債の方法、利率、償還の方法は、先ほどと同様でございます。これは、青葉児童公園とみどり公園の修繕工事費に起債充当するものでございます。

次、変更でございます。変更する部分のみ申し上げます。

起債の目的、現年度発生単独災害復旧事業債。補正前限度額200万円。補正後限度額310万円でございます。これは、8月8日から9日の豪雨で被災いたしました6号沢川の復旧経費について充当する起債を追加する変更でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。58ページ、59ページをご参照願いたいと思っております。

2款1項3目財産管理費。補正額200万円、計7億6,454万5千円。財源内訳、一般財源200万円。内容を申し上げます。事業番号2番、普通財産管理事務200万円。これは、本年4月にみどり区内で発生いたしました住宅火災によってその住宅の所有者がお亡くなりになったことから、当該住宅はそのまま放置される状況となっておりましたが、今般、相続人の方から当該土地及び家屋一式を町に寄附したいとの申し出がございまして、本町といたしましても、防犯上や公衆衛生上、大きな問題がある物件でありますことから、解体処理が当該問題を解消するもっとも有効な方法であると判断いたしまして、その寄附の申し出を受けることと致しました。

よって、当該土地及び家屋の所有権移転に係る手続きが完了次第、速やかに被災家屋の解体を行いたいとするための経費を補正予算計上するものでございます。

次に、5目企画費。補正額2億円、計2億9,709万9千円。財源内訳、特定財源その他2億円。内容を申し上げます。事業番号19番、JR札沼線跡地整備等推進基金積立金2億円。これは、先ほど議案第68号でJR札沼線跡地整備等推進基金条例の制定について上程させていただきましたが、JR札沼線の廃線に伴い、JR北海道から拠出されます支援金を、当該基金に積み立てるための経費を補正計上するものでございます。

次に、60ページ、61ページをご参照願います。

3款1項2目高齢者福祉費。補正額85万円、計1億8,857万5千円。財源内訳、特定財源その他16万1千円。一般財源で68万9千円でございます。内容を申し上げます。事業番号9番、老人福祉施設入所措置事業85万円。これは、本年度当初予算で3名分の養護老人ホーム入所措置経費を計上してございましたが、年度途中で新規に1名が入所することとなったため、その必要経費について増額補正計上するものでございます。

次に、62ページ、63ページをご参照願います。

6款1項2目農業振興費。補正額97万2千円、計3億6,430万2千円。財源内訳、特定財源その他97万2千円でございます。内容を申し上げます。事業番号20番、経営体育成支援事業補助金返還金97万2千円。これは、平成27年度経営体育成支援事業に採択され、補助金の交付を受けた農業者が当該事業の要件であります規模拡大要件の目標が未達成の状況で離農することとなったことから、補助金を返還することとなり、その返還金について当該農業者からの返還金を本町を介して返還するための経費を補正計上するものでございます。

次に、64ページ、65ページをご参照願います。

8款3項1目河川総務費。補正額0円。財源内訳、特定財源地方債で710万円、一般財源減額の710万円。内容を申し上げます。これは、本年度一般会計補正第5号で補正予算計上いたしました学園沢川積ブロック護岸の本復旧経費におきまして、充当率100パーセント、交付税算入率70パーセントの緊急自然災害防止対策事業債を充当することができることとなったことから、財源更正をするものでございます。

次に、4項2目公園管理費。補正額0円、財源内訳、特定財源地方債で210万円。一般財源減額の210万円。内容を申し上げます。これは、本年度実施いたしました青葉児童公園フェンス及びみどり公園バックネット修繕に係る財源として、充当率90パーセントで当該充当分の50パーセントが交付税算入されます公共施設等適正管理推進事業債を充当するため、財源更正をするものでございます。

次に、66ページ、67ページをご参照願います。

11款1項1目単独災害復旧費。補正額110万円、計510万円。財源内訳、特定財源地方債110万円。内容を申し上げます。事業番号1番、公共土木施設単独災害復旧事業110万円。これは、8月8日から9日にかけて豪雨となった際に被災をいたしました6号沢川の復旧に係る経費を補正計上するものでございます。

以上、令和元年度一般会計補正予算第7号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第80号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第81号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第22、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称、樺戸郡新十津川町字中央534番地13、新十津川町青年会館。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称、樺戸郡新十津川町字中央534番地13、新十津川町青年協議会、会長、新井康平。

3、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日まで。

内容を加えます。

ご承知のとおり青年会館は、青年の活動拠点として、これまで適正に管理運営に取り組んでいただいております。引き続き管理者として適当であるということから指定をするものでございます。

以上、提案理由及び内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第81号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、12日は、議案調査のため休会となっております。

13日は、午前10時より開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議は、これにて散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後4時04分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年第4回新十津川町議会定例会

令和元年12月13日（金曜日）

午前10時00分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第68号 JR札沼線跡地整備等推進基金条例の制定について
（質疑、討論及び採決）
- 第3 議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
（質疑、討論及び採決）
- 第4 議案第70号 新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
（質疑、討論及び採決）
- 第5 議案第71号 新十津川町下水道条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決内容説明まで）
- 第6 議案第72号 新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決内容説明まで）
- 第7 議案第73号 新十津川町保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第74号 新十津川町普通河川管理条例及び新十津川町準用河川占用料等徴収条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第75号 新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第76号 新十津川町住宅改修促進条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第77号 新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第12 議案第78号 新十津川町放課後児童クラブ条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第13 議案第79号 新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第14 議案第80号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）
（質疑、討論及び採決）
- 第15 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について
（質疑、討論及び採決）

- 第16 発議第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
 (提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第17 議員の派遣について
- 第18 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (11名)

1番	井 向	一 徳 君	2番	村 井	利 行 君
3番	進 藤	久美子 君	4番	鈴 井	康 裕 君
5番	小 玉	博 崇 君	6番	杉 本	初 美 君
7番	西 内	陽 美 君	8番	長谷川	秀 樹 君
9番	長 名	實 君	10番	安 中	経 人 君
11番	笹 木	正 文 君			

◎欠席議員 (なし)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田	義 信 君
副町長	小 林	透 君
教育長	久保田	純 史 君
総務課長	寺 田	佳 正 君
住民課長	平 田	智 子 君
保健福祉課長	長 島	史 和 君
産業振興課長兼		
農業委員会事務局長	小 松	敬 典 君
建設課長	谷 口	秀 樹 君
教育委員会事務局長	後 木	満 男 君
会計管理者	内 田	充 君
代表監査委員	岩 井	良 道 君
監査委員	奥 芝	理 郎 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 畑	晃 君
--------	-----	-----

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただ今出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、10番、安中経人君。2番、村井利行君。両君を指名いたします。

○議長（笹木正文君） 日程第2に入る前に、これから提案されます議案第68号から議案第81号までの案件につきましては、12月11日の定例本会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、直ちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第2、議案第68号、J R 札沼線跡地整備等推進基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴井康裕君） それではお聞きします。J R 札沼線跡地整備等推進基金条例なんですが、この第5条の（3）に、新十津川駅周辺の整備に要する費用とございます。これは、ふるさと応援基金、ふるさと納税の項目にあります終着駅周辺の整備と重なる部分があるかと思えます。この基金についてはJ Rからの拠出による2億円だということを伺っておりますが、場合によっては、このふるさと納税、平成30年度も360万ほどあったと伺っております。それに比べて、これに関する支出が少なくなっているとのことですから、将来的にこのふるさと納税、ふるさと応援基金の基金を趣旨が同じようなことが条文に書いてありますので、繰り入れる計画とか、そういう考えを持っているのか。

それと、この第5条には、沿線にある農地の整備に要する費用とございます。農地の整備については多大な基金が必要かなと思っております。最終的な基金の積立目標額は、どれくらいに置いているのか、その辺を伺いたしたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の4番議員の質疑にお答えいたします。

新十津川駅周辺の整備に係る費用ということで、駅廃線後、現在都市計画の見直しもしてございまして、あの周辺をどのように整備していくかということで、今準備を進めてございます。

都市計画を変更するに当たっては、都市計画マスタープランの変更といった事業を今進めておりまして、そういった経費にも充当していかなければならないとするものでございます。

また、ふるさと応援基金でございしますが、JR札沼線に関するということで寄附も多く頂いてございます。本年度も充当してございますし、今、種々イベント等も開催してございます。また、廃線後においても、若干まだ費用もかかりますので、そういったものに寄附頂いた方の意向に沿うような形で全額使用するように計画はしてございます。

次の農地整備を含めた基金、この基金全体額ということでございしますが、本年度補正予算に現在2億円ということで付議をさせていただいてございます。明年度以降ですね、本町の特殊性に鑑みて、JRからそういった農地整備あるいは種々環境整備の委託も受けるようなことを予定してございます。全体では多分6億を上回る金額になろうかと思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 4番議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） ただ今の鈴井議員の質問と継続性があると思うんですけども、ふるさと応援基金には、終着駅周辺の整備だけではなくて、環境保全ですとか観光事業の推進に係る基金もありますので、そういったふるさと応援基金の使える範囲とか、また、その制限ということについての考え方をお聞きしたいと思っております。

駅周辺を単にその廃線後、整備するのではなくて、そこに歩道をつけたり、遊歩道を作ったりといった自然環境に関することも必要になってくるかと思っております。あそこの防風林を自然林として残して欲しいといった環境保全という視点でも要望が上がってますので、そういった時には駅周辺整備だけではなく、環境保全といった視点でもふるさと応援基金を利用できるのではないかなと思うのですが、その辺りの考え方を少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の7番議員の質疑でございしますが、新十津川駅、札沼線に係るという趣旨でご寄附は頂いてございます。どこまで解釈ができるかということになろうかと思っておりますが、防風林というところまでいくと、それは別の項目で頂いている環境の整備、そういった基金を充てていくのが好ましいのではないかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番、はい。

○7番（西内陽美君） それでですね、以前にJR北海道からの支援金ですとか委託金は廃線後の整備にも継続的に使うことがありますかと、残った場合、基金とかに残して活用されるようなことがありますかとお聞きしたことがあるのですが、まだそういった整備に関する予算、金額的なものがかかっているのか、それを運用していくということは、ま

だ考えられないというご答弁をいただいたことがあります。この第5条を見ますと、基金の全部、一部を処分することができるので、基金が底をつくということがあるかもしれませんが、第2条では、ただ今言った指定寄付金、ふるさと応援寄附金が使えとなると、底をついた場合にも、そういった応援基金を充当しながら、その後のまちづくりの施設整備ですとか、観光を拠点としたそういった事業の継続ということが可能になるかなというふうに読み取れるんですが、その指定寄付金をどういうふうに扱っていくのか、JR支援金が底をついたらこの条例が失効されるのか、それともこういったふるさと納税の基金を使いながら、その後のまちづくりを継続的に行っていく考え方なのかという、この2条と5条の関係性についてお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは7番議員の質疑にお答えをいたしますが、まずこの第2条のですね、指定寄付金ということなんですが、町に何らかの意図を持って、このJR札沼線跡地整備のこの基金に寄附をしたいんだというお申し出があった時には、一般会計の予算を通じてこの基金に積み込みをするというような趣旨でございます。

したがいまして、ふるさと納税で頂いている寄附は、ふるさと応援寄附金の基金の方に積立を行うという整理でございます。

その上で、この二つの基金、財源を持ったなかで、事業としてどういった廃線後のまちづくりをしていくか、環境整備をしていくかということに関して町が取り組んだ時に、JRのこの跡地の整備基金から繰入れを行って事業を進める、あるいは、ふるさと応援寄附金からこの用途にはこちらから寄附金を繰入れて進めるというような整理は、一般会計の予算の中で財源として整理をさせていただくことになろうかと思えます。

この当該基金が仮に全額使い切ったという時には、自動的に無くなるものではなく、これはあくまでも基金設置条例として付議させていただいておりますので、その時点で、この役目が終わった時には、条例の廃止といった議会の手続きを踏まさせていただくというような流れになろうかと思えます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） それでは1点だけ確認させていただきたいのですが、今ほどこの基金の目標額として6億円ほどというような話がございましたけれども、5条の2番目、農地の整備に関する費用というところでございますけれども、この事業に関しては、沿線の農業者の理解の下に、今着々と進んでいるところでありますけれども、3回ほど聞き取り調査をやって、そしてそれぞれ農業者の将来に向けた希望というような形の中で、かなりの事業量というか、試算の中で今もう30億を超えるような大きなものになっておりますけれども、そういった中で当初、この事業を推進する、あるいは、受益者の負担軽減とそういったところから、町は事業量の4パーセントを助成といいますか、負担するというそういった話の中で進んでいたわけですが、もろもろこの事業そのものも大きくなっておりますし、あるいは、他のことも考え合せる中で、当初の4パーセントの町負担というのは変わらない中で進めていけるのかどうか、その辺の確認をしたいと思います。

すけども、よろしくお願ひします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは8番議員の質疑にお答えさせていただきます。

今年の5月まで私総務課の方でJRの廃線の方の担当を足かけ6年間やっておりましたので、一部その内容も含めて一旦整理してご説明させていただきたいと思ひます。

今回のJR札沼線の跡地に関します本基金、それから後ほど審議になると思ひますが、補正予算の中で2億円の積立金につきましては、JRとの交渉の中で、それぞれの町において、まちづくりに役立てていただくというような趣旨のものでございました。

このまちづくりの支援金の2億円の内訳でございますが、本町としましては、まず廃線後の代替交通というのは望んでおりませんでしたので、現状ありますJR札沼線と並行して走ってございます滝川浦臼線のバスに対して補助金を出しているものですから、その補助金の20年間分を試算した額9,000万円、これがこの2億円の中に含まれてございます。

その2億円から9,000万円を差し引いた額1億1,000万というのが、4町一律に配分された支援金、JRからの支援金という内容となっております。

本町の場合、廃線後、新十津川駅の周辺の整備をしたいというような希望もありましたので、先ほど総務課長がお伝えしました都市計画マスタープランの見直しに係る経費を計上いたしました。

そして、今のご質問にありましたように、沿線の農家さんの悲願でもありました弥生から南花月までにかけての農地が分断されている部分の基盤整備をどうしてもやりたいということでしたので、この費用の一部もこの1億1,000万というJRからの支援金の中で何とか賄おうということで整理してございます。

この基盤整備の推進につきましては、住民説明会、それから、農業関係団体の方に札沼線の跡地に基盤整備について原則、西1線側の方から追って行って西2線の方に向けて150間幅の中でのエリアについては、町の方からこのJR北海道から頂く支援金の中から支援をしていくというような内容で伝えてございます。

そこで町道で考えますと、この号線から号線まで南花月まで、浦臼町の境界までブロックに分けて14ブロックがあるわけなんですけど、先ほど質問の中にもありましたように、今年の7月と昨日12月の上旬にブロック会議と称しまして2回、このブロック会議の方を開催して、農家さんからの希望ですとか調整作業を行ったところでございます。

この件につきましては、役場だけがやっているということではなくて、土地改良区、それから農業委員さん、土地改良区の理事さん、そして空知総合振興局北部耕地深川出張所、関係団体が一丸となってこの調査作業を現在進めているところでございます。

先日、12月4日、5日の日にこのブロック会議を開催させていただきましたが、そこまで積み上がっていたこの総事業費というのは、150間幅以外の部分も含めてでございますけれども、約30億円に積み上がっているというのが現状でございます。

仮にこの30億円に4パーセントをかけますと、もう既に1億2,000万円ということになってしまいます。事業着手まではまだこれから数年かかるということが予想されておまして、工事の単価もこれから非常に高騰するのではないかなということも勘案しますと、JRからの支援金の中で都市計画マスタープランの見直し、そして基盤整備で1億1,000

方で足りるのかということにもなってしまいますが、4パーセント負担すると言っている以上、この基盤整備につきましては、多分2地区か3地区に分けて進めなければいけないと思っておりますが、どこの地区が最後になってもこの150間幅については、町が4パーセント負担していくというような考えでおりますことを答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（笹木正文君） 8番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、J R 札沼線跡地整備等推進基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第69号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第70号、新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第71号、新十津川町下水道条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 議案第71号の条例で主の文言第1条にも意思疎通を適切に行うことができない者、第2条にもございます。

今までは、後見開始の裁判の戸籍通知を受けた時とかいう、はっきりした条文がございましたけれども、この意思能力を有しないということは、どなたが判断し、どのような状態のことを判断するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは4番議員の質疑にお答えをいたします。

今回、成年被後見人の法律が変わったことによりまして、成年被後見人というだけで一律に排除することを止めたということでございます。

それで新しく意思疎通を適切に行うことができない者ということで記載させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、個別の判断というのをそれぞれで行っております。こういった基準があるかといいますと、そういった基準はございませんで、個別の事例をそれぞれで判断させていただくという、ちょっとしたそういうことになっております。

○議長（笹木正文君） 4番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、新十津川町下水道条例及び新十津川町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第72号、新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、新十津川町道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第73号、新十津川町保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 3点お伺いいたします。

今回、この園舎の増築は2歳から5歳児の4つの部屋の増築になりました。そして20人の定員増になっていますので、この4段階の年齢ごとの認可定員が何人になるのかというところを、まず1点目。

2点目は、1月1日から施行されますので、この定員増になった場合に、今年度中に待機児童が新たに入園するという動きがあるのかどうかということ。

3点目は、この時期ですともう来年4月の入園希望者の数が大体もう把握ができています頃だと思えるのですが、その予測人数というのがもしお分かりでしたら教えていただきたいと思えます。年齢ごとをお願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） ただ今の7番議員のご質問にお答えいたします。

まず、新たな定員になりましたところの年齢構成ということで、まず、0歳児の定員でございますが、3人が3人変わらずでございます。1歳児、12人が12人、2歳児が20人が23人、3歳児が20人から24人、4歳児につきましては、20人から24人、5歳児が15人から24人の合計110人となっております。

次の2点目でございます。1月1日からの施行ということで、現在3名の待機児童がいらっしゃいます。その3名の内訳としましては、3歳児が2名、1歳児が1名ということとなっております。3歳児につきましては、定員増とはなっておりますけれども、保育士さんの人数に応じて受け入れる児童数というのが決まっております。それで、今現在3歳児の受け持てる保育士というのが不足しております。今、募集をかけている最中でございます。ということで、4月からということで、一応、今待っていただいている保護者の方とはお話をいたしまして、4月からという方向で動いておりますので、今回の増築に関しての児童の増というのは行なえないということをご理解いただきたいと思います。

3点目、2年度に向けての応募者数ということでお答えさせていただきます。こちらもちょうど0歳児から申し上げさせていただきます。0歳児が4名、1歳児が13名、2歳児が22名、3歳児が16名、4歳児は27名、5歳児が24名、合計106名ということで、待機児童は発生しない予定となっております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員、はいどうぞ。

○7番（西内陽美君） すみません、来年からの希望するお子さんの数を見ますと、やはり保育士の配置基準を超えているという年齢層が出てきてます。せっかく増築をして定員を増やしても、保育士さんが不足することによって受け入れができないという状況が生まれては大変だと思いますけれども、町の方では保育士さんを募集をかけると言いますか、努力をしなければいけないのではないかなと思いますけれども、町として保育士さんを募集をするとか、何かそういった努力といいますか、取組はされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

ただ、保育園の方には保育士さんの報酬というのか給与ですね、もう少し何パーセントか上乘せをして保育士さんへの手当をしておりますけれども、それ以外に実際にその保育士を募集をするという取組についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 7番議員のご質問にお答えします。

まずもって町から華園学園への支援ということで、今おっしゃられたとおり人件費に対する補助といたしますか、上乘せといたしますか、そちらの方は行わせていただいております。

あと今おっしゃられました、町として保育士さんを確保するという部分でのお話でございますけれども、基本的には、今指定管理者であります華園学園さんの方とお話をしながら、保育士さんの確保に向けての方策ということで話し合いをしながらということで、町が具体的にというのは、今現在としては考えていないということでお答えさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 7番議員。

○7番（西内陽美君） 町が直接そういった保育士さんの募集に関する取組に、今は直接タッチはしていないということなんですけれども、やはりせっかく増築をしても、実際の保育士さんの数がないと受け入れが難しいという状況がどうしても生まれてくると思うんですよね。どうにか町の方でも潜在的に町内で保育士の免許を持っているも、保育としてまだ働いていらっしゃる方を掘り起こすような、そういったことも少し取り組んでいただければ有難いなと思いますが、いかがでしょうか。

保健福祉課長になんかお願いしているみたいで申し訳ないんですけれども、お願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小林透君） それでは今のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、指定管理者の制度を用いて保育園を運営していただいているということで、これは民間が持っているノウハウ、蓄積のあるノウハウを最大限活用してもらおうということでございます。

逆に、なぜ町の方は指定管理をしているかということをお考えますと、その保育事業、それから保育士を確保する方策等々も含めて、民間のノウハウを最大限活用したいというふうに町の方は考えて指定管理をお願いしているということでございます。

つまり町の方で例えば、保育士を確保しようとしても、確保できる状況にあるかと、要するに、行政が募集しても結局採用するのは保育園であるということでございますので、結局、人がこの地域になかなかいないと、人材がないということについては、町が募集をしても変わらない状況にあるというふうに判断できるというふうに思います。

先ほど言いましたとおり、最大限指定管理者の力量といたしますか、持ってるノウハウを活用していただきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、新十津川町保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第74号、新十津川町普通河川管理条例及び新十津川町準用河川占用料等徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、新十津川町普通河川管理条例及び新十津川町準用河川占用料等徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第75号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、新十津川町廃棄物の減量、適正処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第76号、新十津川町住宅改修促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、新十津川町住宅改修促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第77号、新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第78号、新十津川町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） お伺いいたします。

この説明の時に面積緩和という言葉が出ましたけれども、その面積緩和ということに関して少し説明をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） 放課後児童クラブは児童館2階の青年会館で行ってございます。一部青年が使ってございます事務所も再度利用させていただき計画で面積を今増という部分も計画してございます。そこの部分の事務所二つあるうちの一つを再度、青年とお話しまして利用するということでの面積増ということで今計画してございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員、もう一度すみません、内容しっかりと。

○7番（西内陽美君） 今現在、緩和されてというか、大きくなっていて使っている状態のものをそのまま継続して使っていくのか、現在の部分からまだ更に増やしていくのかというところをお聞きしたいと思っております。すみません。

○議長（笹木正文君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（長島史和君） すみません、ちょっと勘違いございまして、申し訳ございませんでした。

現在使っている部分に関しましては、当然いつものとおり使っていまして、プラスアルファとしまして、今申し上げましたとおり、事務所の方をまた一部広げて借りるということで、面積を拡大ということで考えております。すみません。

○議長（笹木正文君） 7番議員。

○7番（西内陽美君） 私の方がちょっと質問の仕方が悪くて申し訳ありませんでした。

二室になるということになるんですか。それとも、ただ広げて、スペースを大きくしていくのか、どういうことなのかちょっと理解ができませんけれども、今ある大きなお部屋一室使われてますけれども、新たに他に一室増やすというのか、どういうことなんでしょうか。すみませんお願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁求めます。

○保健福祉課長（長島史和君） 現在、大広間の部分と、あと事務所の部分という形で使っておりまして、更に奥に青年が使ってあります資材ですとか、そういう物品がある部

屋がございまして、そこの部分の部屋を片付けさせていただいて、そこのフローリングと
いいますか、床の部分でドミノですとか、そういうものができるような形で、奥の方の拡
大ということで今計画しているところがございます。ちょっと図面がなくてうまく説明が
できないところがありますが、事務所を更に借りて拡大するというところで計画しておりま
す。以上です。

○議長（笹木正文君） 7番議員、大丈夫ですか。

○議長（笹木正文君） それではほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、新十津川町放課後児童クラブ条例の一部改正については、原
案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第79号、新十津川町高等学校等遠距離通学費助成
に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部
改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第80号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第16、発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、西内陽美君。

〔議会運営委員会委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員会委員長（西内陽美君） 議長からご指示をいただきましたので、今ほど上程されました発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の内容説明をいたします。

提出者、賛成者につきましては、記載のとおりであります。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により提出するというごさいます。

裏面に、意見書案としてのまとめがございまして、これの朗読をもちまして皆さま方への説明とさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的、公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心、安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心、安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

議長名をもって、内閣総理大臣をはじめ総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に宛て提出するものでございまして。

以上、発議第5号の内容の説明といたします。議員各位のご賛同をいただきたく、よろしくお願いたします。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎議員の派遣について

○議長（笹木正文君） 日程第17、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（中畑晃君） それでは議員の派遣について、ご説明申し上げます。

自主研修への派遣でございます。

研修名は、議会における質問力向上講座。日程は、令和2年1月28日から29日まで。場所は、愛知県名古屋市。派遣議員は、村井議員であります。

経費につきましては、概算で7万1千円でございます。

以上、議員の派遣についての明細でございます。

○議長（笹木正文君） ただ今、議会事務局長より説明のあったとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第18、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元に配付してございます、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することにしたいと思います。これに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和元年第4回新十津川町議会定例会を閉会をいたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員